

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和6年10月

大阪府人事委員会



大人委第1974号
令和6年10月7日

大阪府議会議長 中谷 恭典 様

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪府人事委員会委員長 松本 岳

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定により、職員の給与等について報告し、併せて給与の改定について勧告します。

目 次

第1 職員と民間の給与の状況と本年の給与改定

1 本年の職員給与と民間給与の実態	1
(1) 職員給与	
(2) 民間給与	
2 職員給与と民間給与との比較	4
(1) 月例給	
(2) 特別給	
3 賃金構造基本統計調査の活用及び研究	4
4 本府職員の給与を取り巻く情勢	5
(1) 賃金・雇用情勢	
(2) 物価・生計費	
(3) 国家公務員の給与等	
5 本年の給与改定等	7
(1) 月例給	
(2) 特別給	
(3) 初任給調整手当	

第2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

1 基本的考え方	10
2 各制度別の具体的措置内容	10
(1) 給料表及び給与制度	
(2) 地域手当	
(3) その他の月例手当等	
(4) 特定任期付職員の特別給（ボーナス）	
(5) 定年前再任用短時間勤務職員等の諸手当	

第3 勧告

1 令和6年4月の民間給与との比較に基づく給与改定について	16
(1) 改定の内容	
(2) 改定の実施時期	
2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に伴う改定について	17
(1) 改定の内容	
(2) 改定の実施時期	
(3) 経過措置等	

第4 意見	
1 給与勧告の意義とあるべき給与制度	66
2 職員の意欲・能力の向上に向けた取組	67
(1) 人材の確保	
(2) 人材の育成	
(3) 人事評価制度とその活用	
3 働きやすい職場環境の構築	69
(1) 長時間労働の是正	
(2) 教育職員の負担軽減に向けた取組	
(3) 多様で柔軟な働き方の実現	
(4) 職員の健康確保	
(5) ハラスメントのない職場環境づくり	
結語	74

参考資料

第 1 職員と民間の給与の状況と本年の給与改定

1 本年の職員給与と民間給与の実態

(1) 職員給与

本委員会は、「令和 6 年職員給与実態調査」を実施し、一般職職員及び市町村立学校の府費負担教職員（臨時的任用職員、非常勤職員等を除く。以下「職員」という。）の本年 4 月分給与の支給状況等について全数調査を行った。

ア 平均給与（月例給）

調査時点（本年 4 月 1 日）において、民間給与と比較する行政職給料表適用職員（10,891 人、平均年齢 40.2 歳）の平均給与月額は 373,660 円であり、昨年の勧告を踏まえて給料表の引上げ改定が行われたこと等により、昨年 4 月と比べ 2,434 円増加した。

（参考資料 1 職員給与 第 1 表）

（注）定年が段階的に引き上げられることに伴い、職員の給与に関する条例（昭和 40 年大阪府条例第 35 号）附則第 22 項により給料月額が決定される職員は、当分の間の措置として、民間企業における再雇用を含む 60 歳台前半の従業員の給与水準等を踏まえて給与水準が設定されていること等から、平均給与月額や人数、平均年齢は、同項により給料月額が決定される職員を除いて算出した。

イ 期末手当及び勤勉手当（特別給）

期末手当及び勤勉手当（以下「期末・勤勉手当」という。）は、6 月と 12 月の 2 回に分けて支給され、各支給期の支給割合は、期末手当が 1.225 月分（特定管理職員は 1.025 月分）、考課査定分に相当する勤勉手当が 1.025 月分（特定管理職員は 1.225 月分）であり、年間平均支給割合は、4.50 月分（定年前再任用短時間勤務職員等（暫定再任用職員を含む。以下同じ。）、指定職給料表適用職員、任期付研究員及び特定任期付職員を除く。）である。

（参考資料 1 職員給与 第 12 表）

(2) 民間給与

ア 調査の概要

本委員会は、職員給与を民間給与と比較検討するため、人事院並びに都

道府県、政令指定都市等の人事委員会と共同して、企業規模が 50 人以上かつ事業所規模が 50 人以上である府内の民間事業所 4,707（母集団事業所）のうち、層化無作為抽出法によって抽出した 665 事業所を対象に「令和 6 年職種別民間給与実態調査」を実施し、民間事業所の協力のもと、506 所の調査を完了した（完了率 77.3%）。

この調査では、公務に類似すると認められる事務・技術関係 22 職種及び研究員、医師等 54 職種について、本年 4 月分の給与月額及び役職段階、学歴、年齢等を従業員単位で調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査している。また、民間事業所における特別給の支給状況等を把握するため、昨年 8 月から本年 7 月までの支給実績についても調査している。

（参考資料 2 民間給与）

（注） 調査完了率は、調査対象事業所のうち、企業規模又は事業所規模が調査対象外であることが判明した 10 事業所を除く 655 事業所に占める調査完了事業所の割合である。

イ 調査結果

(7) 初任給

初任給は、新卒事務員・技術者の平均で、大学卒が 225,440 円、高校卒が 188,475 円であった。新規学卒者を採用した事業所のうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で 70.0%（昨年 61.4%）、高校卒で 76.8%（同 67.4%）、据え置いた事業所の割合は、大学卒で 29.5%（同 38.0%）、高校卒で 21.4%（同 32.6%）となっている。

【表 1】学歴別初任給（事務・技術関係職種）

学歴	項目 初任給（円）	改定状況（%）		
		増額	据置き	減額
大学卒	225,440	70.0 (61.4)	29.5 (38.0)	0.5 (0.6)
高校卒	188,475	76.8 (67.4)	21.4 (32.6)	1.8 (0.0)

（注） 1 改定状況は新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。
 2 改定状況はそれぞれ端数処理をしているため、合計が 100 とならない場合もある。
 3 () 内は前年の数値である（以下表 2 及び表 3 において同じ）。

(1) 給与改定等

一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割

合は 63.4%（昨年 55.7%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は 1.7%（同 0.3%）となっている。

【表 2】民間における給与改定の状況 (単位：%)

役職段階	ベースアップ 実施		ベース改定 中止		ベースダウン 実施		ベース改定 慣行なし	
	項目							
係員	63.4	(55.7)	1.9	(4.1)	1.7	(0.3)	33.0	(39.9)
課長級	57.1	(44.4)	2.5	(6.9)	1.6	(0.0)	38.8	(48.7)

(注) 1 ベース改定慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除く。
2 それぞれ端数処理をしているため、合計が 100 とならない場合もある。

また、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は 90.1%（同 86.7%）で、昨年に比べて昇給額を増額した事業所は 38.6%（同 37.3%）、減額した事業所は 2.4%（同 2.4%）、定期昇給を停止した事業所の割合は 0.4%（同 0.8%）となっている。

【表 3】民間における定期昇給の実施状況 (単位：%)

役職段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
			増額	減額	変化なし			
係員		90.5 (87.5)	90.1 (86.7)	38.6 (37.3)	2.4 (2.4)	49.1 (47.0)	0.4 (0.8)	9.5 (12.5)
課長級		81.0 (76.8)	80.6 (76.1)	33.7 (32.7)	2.9 (2.5)	44.0 (40.9)	0.4 (0.8)	19.0 (23.2)

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除く。
2 それぞれ端数処理をしているため、合計が 100 とならない又は構成比の合計が一致しない場合もある。

このように、9割以上の事業所が一般の従業員（係員）の定期昇給を実施していることに加え、初任給の引上げやベースアップを行った事業所の割合が昨年度に引き続き増加していることから、人材確保上の必要性等を踏まえた相応の賃金水準を確保しようとする動きが見られる。

2 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本委員会は、職員と民間従業員との給与比較を、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づいて行っており、職員にあつては行政職給料表の適用を受ける職員、民間にあつてはこれに相当する事務・技術関係の職務に従事する従業員について、役職段階や年齢、学歴が同じ者

同士の4月分給与をラスパイレス方式で比較し較差を算定している。

本年は、職員給与が373,647円、民間給与が385,340円となり、職員給与が民間給与を11,693円(3.13%)下回っていた。

【表4】職員給与と民間給与の較差

民間給与 [A]	職員給与 [B]	較差 [A-B]
385,340円	373,647円	
きまって支給する給与 (時間外手当、通勤手当を除く)	<内訳> 給料の月額(調整額含む) 315,738円 管理職手当 5,178円 扶養手当 6,523円 地域手当 38,661円 住居手当 7,436円 初任給調整手当 72円 単身赴任手当(基礎額) 39円	11,693円 (3.13%)

(注) 1 民間給与の「きまって支給する給与」は、本年の職種別民間給与実態調査において名称によらず月ごとに支給される全ての給与をいう。

2 「単身赴任手当」は交通距離に応じた加算額を除いた基礎額のみ額である。

(2) 特別給

本委員会は、民間における特別給の支給割合を算出し、これを職員の期末・勤勉手当の年間平均支給月数と比較したうえで、0.05月単位で改定の勧告を行ってきている。昨年8月から本年7月までの1年間において民間で支払われた特別給は、平均所定内給与月額額の4.59月分であり、これに相当する職員の期末・勤勉手当の年間平均支給月数が4.50月分であることから、民間の支給割合を0.09月分下回っていた。

(参考資料 1職員給与 第12表、2民間給与 第19表)

3 賃金構造基本統計調査の活用及び研究

本府では、大阪府職員基本条例(平成24年大阪府条例第86号)において、人事委員会は直近の賃金構造基本統計調査(以下「賃金センサス」という。)等を参考として活用するものとされていることを踏まえ、本委員会は、直近3か年の賃金センサスの調査結果を用いて、一般的な給与決定要素と考えられる役職段階や年齢等に応じた民間給与の状況を確認している。

本年の分析によれば、役職段階別の給与水準について、民間従業員(規模計)と府職員それぞれについて、所定内給与額の上位25%から下位25%までの範囲

を比較したところ、係長級及び非役職では概ね均衡しているが、部長級及び課長級では府職員が民間より高い水準となっていた。

また、年齢・勤続年数に着目し、府職員及び民間従業員それぞれについて、その役職段階ごとに、在職者が最も多い年齢・勤続年数を比較した場合、役職（係長級、部長級及び課長級）においては、民間従業員の方がいずれも年齢等が低く、昇任スピードが早い傾向にあることが確認できた。

なお、賃金センサスは、民間との給与比較において対象外としている通勤手当が含まれていることや役職段階の区分が異なること、また、前年分の月例給についての調査結果であり最新の賃金改定が反映されていないことなど、「職種別民間給与実態調査」に比べ精確性の観点で課題がある。

前述のように、大阪府職員基本条例においては、直近の賃金センサス等を参考として活用することとされていることから、本委員会としては、賃金センサス等の更なる活用方策について調査・研究を進める必要があると考えている。

(参考資料 3 賃金構造基本統計調査)

4 本府職員の給与を取り巻く情勢

(1) 賃金・雇用情勢

大阪府総務部統計課の「毎月勤労統計調査地方調査」による本年4月の府内民間事業所の所定内給与は、昨年4月に比べて2.9%増加しており、厚生労働省の調査による本年4月の大阪府における有効求人倍率は、昨年4月に比べて0.10ポイント低下していた。

【表5】賃金・雇用に関する指標

		年度平均		令和4年 4月	令和5年 4月	令和6年 4月
		令和4年度	令和5年度			
きまって支給する給与	金額(千円)	304.4	306.2	306.9	307.1	318.5
	前年比(%)	2.0	0.6	1.8	0.0	3.1
うち 所定内給与	金額(千円)	280.7	283.5	282.7	284.3	294.0
	前年比(%)	1.7	1.0	1.6	0.5	2.9
有効求人倍率	倍率(倍)	1.27	1.27	1.18	1.32	1.22

(注) 1 「きまって支給する給与」及び「うち所定内給与」は、毎月勤労統計調査(厚生労働省)における事業所規模30人以上の調査産業計の数値であり、年度平均は暦年の平均値である。
2 「有効求人倍率」について、年度の数値は原数値、各年4月の数値は季節調整値である。

(2) 物価・生計費

総務省統計局が公表している本年4月の大阪市における消費者物価指数は、昨年4月に比べて2.2%上昇しており、総務省統計局の家計調査の結果を基に、人事院と同様の方法で本委員会が算定した本年4月の大阪市における標準生計費は、2人世帯140,790円、3人世帯170,360円、4人世帯199,970円、5人世帯229,570円であった。

(参考資料 4 生計費)

【表6】物価・家計に関する指標

		年度平均		令和4年 4月	令和5年 4月	令和6年 4月
		令和4年度	令和5年度			
消費者物価指数	前年比(%)	3.4	2.9	2.4	3.9	2.2
消費支出	金額(千円)	290.1	300.5	276.3	381.1	308.1
	前年比(%)	8.2	3.6	△9.1	38.0	△19.2

(注) 「消費支出」は、勤労者世帯かつ農林漁家世帯を含む数値である。

(3) 国家公務員の給与等

ア 人事院勧告の概要

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与について報告し、併せて民間給与との較差11,183円(2.76%)に基づく給与改定として俸給表の平均3.0%の引上げと、民間の支給状況を踏まえた特別給の引上げ(期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分)について勧告を行った。勧告の概要は、参考資料「5 人事院勧告の概要」に示すとおりである。

イ 国家公務員との均衡

地方公務員法において、職員の給与は国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与等を考慮して定めることとされている(均衡の原則)。令和5年4月1日現在の府域における国家公務員の給与水準との関係で見ると、本給を比較対象としたラスパイレス指数では国家公務員の水準を上回るが、地域手当を含めた補正後のラスパイレス指数では、国家公務員の水準を下回っている状況にある。

【表7】職員と国家公務員との給与水準の比較

項目	令和4年4月	令和5年4月
ラスパイレス指数	100.7	100.8
地域手当補正後ラスパイレス指数	99.2	99.3

(注) 1 上記指数は、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給の月額と本府の行政職給料表適用職員の給料の月額を、学歴、経験年数別のラスパイレス方式により国を100として比較したものである。

2 地域手当補正後ラスパイレス指数は、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したものである。

また、本年の人事院勧告では、民間における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、行政職俸給表(一)適用職員について所要の改定をすることとしており、この改定が実施された場合、大阪市域に在勤する国家公務員について、一般職試験(大卒程度)に係る初任給(俸給及び地域手当)は255,200円、一般職試験(高卒者)に係る初任給は218,080円になると見込まれる。

【表8】職員と国家公務員との初任給の比較

	大卒			高卒		
	給料月額 (俸給月額)	地域手当 支給割合	初任給	給料月額 (俸給月額)	地域手当 支給割合	初任給
府 (現行)	203,300円	11.8%	227,289円	171,500円	11.8%	191,737円
国 (現行)	196,200円	16.0%	227,592円	166,600円	16.0%	193,256円
国 (改定後)	220,000円	16.0%	255,200円	188,000円	16.0%	218,080円

(注) 1 国の地域手当支給割合は、大阪市域に在勤する国家公務員の支給割合である。

2 現行の給料月額、俸給月額及び地域手当支給割合は、本年4月1日時点のものである。

5 本年の給与改定等

職員の給与の決定条件に関する調査等の結果は以上のとおりであり、職員給与と民間給与との較差、物価・生計費及び人事院勧告の内容等を総合的に勘案した結果、下記のとおり改定することが適当であると判断した。

(1) 月例給

前記2(1)のとおり、本年4月時点の職員給与が民間給与を11,693円(3.13%)下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。この改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

月例給の改定にあたっては、人材確保の観点等を踏まえ、初任給及び若年層に重点を置いて、基本給である給料を引き上げることとする。

ア 行政職給料表

民間との給与比較を行っている行政職給料表について、平均 3.32%の引上げ改定を行う。

(7) 初任給

本府における一般行政職採用試験の状況を見ると、受験者の多くが国家公務員などを併願している状況にあることや、地方公務員の競争試験における受験者総数が減少傾向にあることから、初任給の引上げにあたっては、国家公務員など公務間の人材獲得競争の観点等を踏まえる必要がある。

このような状況や、前記 1 (2) で示す民間の初任給の動向及び前記 4 (3) で示す国家公務員の初任給に係る改定内容等を踏まえ、本年の人事院勧告による改定後の大阪府域に在勤する国家公務員一般職の初任給を目安として、行政職給料表の初任給に係る号給の給料月額について、大学卒程度を 23,800 円、高校卒程度を 21,400 円、それぞれ引き上げることとする。

【表 9】職員と国家公務員との改定後の初任給の比較

	大卒			高卒		
	給料月額 (俸給月額)	地域手当 支給割合	初任給	給料月額 (俸給月額)	地域手当 支給割合	初任給
府 (現行)	203,300 円	11.8%	227,289 円	171,500 円	11.8%	191,737 円
府 (改定後)	227,100 円	11.8%	253,897 円	192,900 円	11.8%	215,662 円
国 (改定後)	220,000 円	16.0%	255,200 円	188,000 円	16.0%	218,080 円

(注) 1 国の地域手当支給割合は、大阪府域に在勤する国家公務員の支給割合である。

2 現行の給料月額及び地域手当支給割合は、本年 4 月 1 日時点のものである。

(4) 初任給以外

本府の行政職給料表の現状や国家公務員の改定状況等を踏まえ、30 歳台半ばまでの職員が在職する号給においては、23,800 円から 12,000 円まで、30 歳台後半から 40 歳台半ばまでは、11,800 円から 3,500 円まで改定額を逡減させながら引き上げることとし、40 歳台後半以降については、一律 3,300 円引き上げることとする。

イ 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の引上げ改定を行う。

(2) 特別給

前記2(2)のとおり、職員の期末・勤勉手当の年間平均支給月数が、民間の特別給の支給割合を0.09月分下回っていることから、民間の支給割合との均衡を図るため、現在、年間平均支給月数が4.50月分となっている職員の期末・勤勉手当を0.10月分引き上げ、年間4.60月分とする。

引上げ分の配分にあたっては、民間の特別給の支給状況や人事院勧告の取扱いを踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、それぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるように定めることとする。

また、定年前再任用短時間勤務職員等及び指定職給料表適用職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給割合を引き上げることとする。

(3) 初任給調整手当

人事院勧告では、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、所要の改定を行い、本年4月に遡及して実施することとしている。

本府においても、これまで国の改定に準じることを基本としてきた経過を踏まえ、人事院勧告と同様に医師等の初任給調整手当を改定することとする。

第2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

1 基本的考え方

人事院においては、公務志望者の減少や若年層職員の離職増加など人材確保が危機的状況にあることから公務員人事管理をめぐる重点課題に取り組んでおり、その一環として給与面においても他の施策と相乗的な効果を挙げることができるよう「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」（以下「給与制度のアップデート」という。）として勧告を行ったところである。

本委員会としても、公務員人事管理をめぐる諸課題については、共通の認識を有していることから、人材の確保や人材育成を含む職員の意欲・能力の向上に向けた取組や働きやすい職場環境の構築について意見を述べ、任命権者の取組を促しているところである。これらの取組と相乗効果が期待できる給与制度の整備についても、基本的には、国の「給与制度のアップデート」を踏まえて実施する必要があるとの考えから勧告を行うこととした。

2 各制度別の具体的措置内容

(1) 給料表及び給与制度

ア 行政職給料表

人事院においては、初任給について、特に地域手当が支給されない地域において民間水準を大きく下回っていることを踏まえ、当該地域における民間並みの水準を確保した上で、今後も民間水準の上昇が見込まれることを考慮し、大幅な初任給の引上げの勧告を行った。本府においても前記第1の5(1)のとおり大幅に引き上げることとする。

主査級以上の職員を対象とする各職務の級について、人事院では職務や職責に応じた給与上昇を確保するとともに、民間等からの採用者の処遇を確保する観点から、俸給水準や昇格メリット（昇格に伴う俸給月額増加額）の設定を見直した。本府においては、昨年12月の「部長級及び主査級職員の給与に関する報告及び勧告」に基づき、行政職給料表について、国に先駆けて、主査級の給料の初号近辺の号給をカットし初号の給料月額を引き上げるとともに、課長補佐級への昇格時の昇給額の見直しを行ったところであることから、主査級及び課長補佐級については、今回の改定は行

わないこととする。

課長級以上の各職務の級については、人事院において、隣接する職務の級間での俸給月額の高なりの解消や成績優秀者の昇給幅の拡大など大幅な見直しが行われたところである。本府においては、部長級及び次長級において、給料月額の定額化を導入し、既に職務の級間の高なりを完全になくしている。また、「組織・人事給与制度の今後の方向性（案）」に基づき、管理職の職制を含む組織の見直しの検討を行っているところである。そのため、本委員会としては、課長級以上の給与制度のあり方について、国の今後の取組や他の地方公共団体の状況等も注視しつつ、引き続き検討を行うこととする。

イ 行政職給料表以外の給料表

上記アのとおり、行政職給料表において、課長級以上の職務の級の改定については、引き続き検討を行うこととしている。

したがって、行政職給料表以外の給料表における課長級相当以上の職務の級については同様の取扱いとする。

それ以外の職務の級については、人事院勧告における行政職俸給表（一）以外の俸給表における初号近辺の号俸カットの取扱いを踏まえ、これに対応する給料表において職務の級の初号の給料月額を引き上げる改定を行うこととする。

(2) 地域手当

ア 改定の趣旨等

人事院においては、最新のデータを用いて地域の民間賃金の状況を国家公務員給与に反映させるよう、支給地域等を見直した。その際、現在の仕組みにおいては、非支給地を含めて8段階の級地区分を設け、市町村単位で支給割合を定めていること等により、隣接する市町村との関係で不均衡が生じている等の意見があることを踏まえ、級地区分を設定する地域の単位を広域化するとともに、級地区分の段階数を削減することにより大きくくり化が図られた。

本府では、府域の生活圏や経済圏としての連続性・一体性が見られるこ

とや、人事異動の実態を踏まえ、府域全体を一律支給としているところである。

本年の人事院勧告における大阪府内の地域手当の支給地域及び支給割合は、大阪市及び吹田市 16%、両市を除く大阪府 12%とされている。

本府の支給割合については、これまでの考え方、国や他の地方公共団体の取扱いなどを踏まえ、引き続き検討を行うこととする。

イ 異動保障

人事院においては、異動保障の期間について、現在 2 年間としているところ 1 年間延長し、異動等から 3 年間とすること、また、異動保障による地域手当の支給割合について、1 年目及び 2 年目の支給割合は、現在と同様に、それぞれ異動等前の支給割合の 100%及び 80%とし、3 年目は 60%とした。

本府においても、異動保障の取扱いについては、これまで国に準拠してきたことを踏まえ、人事院勧告と同様、所要の改定を行うこととする。

(3) その他の月例手当等

ア 扶養手当

人事院勧告では、民間企業や公務における配偶者に係る手当の状況の変化等を踏まえ、配偶者に係る扶養手当を廃止することとしている。

他方、子に要する経費の実情や、国として少子化対策を推進していることを踏まえれば、子に係る扶養手当を更に充実させることが適当であるため、配偶者に係る扶養手当 6,500 円を廃止することにより生ずる原資を用いて、子に係る手当額を 10,000 円から 13,000 円に引き上げることとし、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、配偶者に係る手当額が相対的に低額である行政職俸給表（一） 8 級相当の職員を除き、段階的に実施することとしている。

本府においても、扶養手当については、これまで国に準拠してきたことを踏まえ、人事院勧告と同様、所要の改定を行うこととする。

イ 通勤手当及び単身赴任手当

(7) 通勤手当の支給限度額等

人事院勧告では、新幹線等の利用を含めた長距離の通勤をする職員の経済的負担を軽減していくことは、ライフスタイルが多様化する中で、職員が個々の事情に応じ、経済的負担にとらわれずに柔軟に通勤手段を選択できることにつながり、勤務地を異にする異動の円滑化や離職防止にも資することから、通勤手当の支給限度額を1か月あたり55,000円から150,000円に引き上げることとし、この支給限度額の範囲内で、これまで2分の1に相当する額（上限20,000円）としていた新幹線等を利用する場合の特別料金等の額についても、全額を支給することとしている。

本府においても、通勤手当の支給限度額等の取扱いについては、これまで国に準拠してきたことを踏まえ、人事院勧告と同様、所要の改定を行うこととする。

(イ) 新幹線等に係る通勤手当及び単身赴任手当

人事院勧告においては、現行制度では異動等に伴う場合に限定されている新幹線等に係る通勤手当及び単身赴任手当について、近年の人材確保の困難性の高まりを踏まえ、人材確保にも資するよう、これらの手当の支給要件を満たす新たに採用された職員に対して支給することとした。

あわせて、様々な事情を有する職員の勤務継続を可能とし、人事配置の円滑化を図る観点から、新幹線等に係る通勤手当の支給要件を見直すこととした。具体的には、新幹線等の利用により通勤時間が片道当たり30分以上短縮されることを求める要件を廃止すること。また、異動等の直前の住居からの通勤であることを求める要件などを緩和し、育児、介護等のやむを得ない事情により転居して新幹線等による通勤を必要とする職員に対しても手当を支給することとした。

本府においても、新幹線等に係る通勤手当や単身赴任手当の支給要件については、これまで国に準拠することを基本としてきたことを踏まえ、人事院勧告と同様、所要の改定を行うこととする。

ウ 管理職員特別勤務手当

管理職員は、業務を自ら管理できる地位にあるため時間外勤務手当は支給されないが、近年、災害への対処など他律的な事由により深夜に及ぶ勤務を相当程度行う実態が見られ、時間外労働に対する社会全体の意識が変容している中で、対応にあたる負担感がこれまで以上に大きくなっている。人事院勧告においては、こうした状況の変化を受け、管理職員に対してその勤務実態に応じた適切な処遇を確保する観点から、平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を、現行の午前0時から午前5時を午後10時から午前5時まで拡大することとした。

本府においても、平日深夜に係る管理職員特別勤務手当については、これまで国に準拠してきたことを踏まえ、人事院勧告と同様、所要の改定を行うこととする。

(4) 特定任期付職員の特別給（ボーナス）

現行の特定任期付職員に対し、勤務成績を反映することができるのは、特に顕著な業績を挙げた場合に年に1回支給可能な特定任期付職員業績手当のみとなっている。人事院勧告では、公務全体として能力・実績に基づく人事管理を進める中で、特定任期付職員も、勤務成績を適時のタイミングで給与に反映し、支給額のメリハリを柔軟に付けるため、特定任期付職員のボーナスを、期末手当と人事評価の結果等に応じて支給される勤勉手当から成る構成に改め、特定任期付職員業績手当を廃止することとした。

本府においても、特定任期付職員の給与制度は、これまで国に準拠してきたことを踏まえ、人事院勧告と同様、期末手当と勤勉手当から成る構成に改め、特定任期付職員業績手当を廃止することとする。

ア 期末手当及び勤勉手当の支給月数等

人事院勧告では、特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の平均支給月数は、優秀者に対して勤勉手当を上乗せするための原資を確保しつつ、期末手当及び勤勉手当の配分が一般職員と同程度となるよう留意し、年間で期末手当1.90月、勤勉手当1.75月とし、6月期と12月期の支給月数が均等になるよう定めることとした。

本府においても、特定任期付職員の給与制度は、これまで国に準拠して

きたことを踏まえ、人事院勧告と同様の支給月数とする。

イ 勤勉手当の成績区分及び成績率

人事院勧告では、特定任期付職員の勤勉手当の成績区分及びこれに応じた成績率（支給月数に相当）は、「優秀」（0.875 以上 2.625 以下）、「良好（標準）」（0.775）及び「良好でない」（0.71 以下）の3段階とした。

本府における特定任期付職員の勤勉手当の成績区分及びこれに応じた成績率については、特定任期付職員以外の職員との均衡も踏まえ、引き続き検討を行うこととする。

(5) 定年前再任用短時間勤務職員等の諸手当

近年、複雑・高度化する行政課題に的確に対応するため、高齢層職員の能力及び経験の活用が進められてきており、60歳前の職員と同様に、再任用された職員が転居を伴う異動を行う場合があるなど、制度創設時には想定されていなかった人事運用の変化が生じた。こうした状況を踏まえ、国においては、平成27年度から単身赴任手当を支給することとしたが、定年前再任用短時間勤務職員等が、勤務地を異にする異動を含め全国の様々な勤務先で活躍できるよう、給与面でも更に支援する必要性が生じた。このため、人事院勧告では、定年前再任用短時間勤務職員等に対し、現在支給されていない手当の中で異動の円滑化に資するものを新たに支給することとした。具体的には、地域手当（異動保障など特例的に支給されるもの）、研究員調整手当、住居手当、特地勤務手当（同手当に準ずる手当を含む。）及び寒冷地手当を支給することとされた。

本府においても、平成29年の勧告において、再任用された職員についても国と同様に広域な人事異動等が想定されるとして、国に準拠して単身赴任手当を支給することとした経過を踏まえ、定年前再任用短時間勤務職員等に対する地域手当（異動保障など特例的に支給されるもの）及び住居手当の支給について、人事院勧告と同様、所要の改定を行うこととする。

第3 勧告

職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年大阪府条例第70号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年大阪府条例第86号）に定める職員の給与について下記のとおり改定するよう勧告する。

記

1 令和6年4月の民間給与との比較に基づく給与改定について

(1) 改定の内容

ア 給料表

- (ア) 職員の給与に関する条例に定める給料表
現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。
- (イ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例に定める給料表
現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。
- (ウ) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例に定める給料表
現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

イ 期末・勤勉手当

- (ア) (イ)、(ウ)及び(エ)以外の職員
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員等にあつては、それぞれ0.7月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員等にあつては、それぞれ0.5月分）とすること。
- (イ) 特定管理職員
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員等にあつては、それぞれ0.6月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員等にあつては、それぞれ0.6月分）とすること。
- (ウ) 指定職給料表の適用を受ける職員
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6625月分

とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分とすること。

(エ) 任期付研究員及び特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.725月分とすること。

ウ 初任給調整手当

医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を252,400円に引き上げること。

(2) 改定の実施時期

この改定は、令和6年4月1日から実施すること。

2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に伴う改定について

(1) 改定の内容

ア 職員の給与に関する条例に定める給料表

1の(1)のアの(ア)による改定後の給料表を別記第4のとおり改定すること。これに伴う給料表への切替えは別記第5の切替要領によること。

イ 扶養手当

配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、職員の給与に関する条例第13条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき13,000円とすること。

ウ 地域手当

職員の給与に関する条例第13条の4の規定による地域手当について、支給期間を異動等の日から3年を経過するまでの間とし、異動等の日から2年を経過する日の翌日から3年を経過する日までの期間の支給割合を異動等の前に在勤していた地域等に係る地域手当の支給割合に100分の60を乗じて得た割合とすること。

エ 通勤手当

(ア) 1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額及び職員の給与に関する条例第14条第3項に規定する「新幹線

鉄道等」に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。

- (イ) 新幹線鉄道等に係る通勤手当の要件のうち、対象とする新幹線鉄道等の利用を、人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものに限る取扱いを廃止すること。
- (ウ) 新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とする職員であって任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に対し、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給すること。

オ 単身赴任手当

新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが人事委員会規則で定める基準に照らして困難であるものに対し、単身赴任手当を支給すること。

カ 管理職員特別勤務手当

- (ア) 職員の給与に関する条例第11条第1項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員又は指定職給料表の適用を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。
- (イ) (ア)の管理職員特別勤務手当の額は、次に掲げる職員の区分に応じ、(ア)による勤務1回につき、それぞれ次に定める額（その勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額）とすること。
 - a 職員の給与に関する条例第11条第1項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員
6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額
 - b 指定職給料表の適用を受ける職員

a の人事委員会規則で定める額のうち最高のものに100分の150を乗じて得た額

キ 定年前再任用短時間勤務職員等の諸手当

職員の給与に関する条例第13条の3及び第13条の4の規定による地域手当、住居手当を支給すること。

ク 特定任期付職員の期末・勤勉手当

(ア) 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.95月分とすること。

(イ) 勤勉手当を支給すること。

(ウ) 6月及び12月に特定任期付職員に対して支給する勤勉手当の総額は、それぞれ、各任命権者に所属する当該職員の勤勉手当基礎額に100分の87.5を乗じて得た額の総額を超えてはならないこと。

(エ) 特定任期付職員業績手当を廃止すること。

(2) 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。

(3) 経過措置等

ア 扶養手当の月額等の特例措置

(ア) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以下であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員には、配偶者に係る扶養手当を支給することとし、同手当の月額は3,000円とすること。

(イ) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあつては、条例第13条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき11,500円とすること。

イ その他所要の措置

アに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

別記第1

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	184,000	259,100	302,100	354,700	391,900	444,700	514,600	573,000
	2	185,100	260,400	303,500	356,800	394,000	446,900		
	3	186,300	261,500	305,000	358,800	396,300	448,800		
	4	187,400	262,600	306,600	360,800	398,600	450,800		
	5	188,500	263,800	308,400	362,800	401,000	452,400		
	6	189,600	264,700	310,300	364,900	403,500	454,200		
	7	190,700	265,900	312,200	366,600	406,200	456,100		
	8	191,800	267,300	314,100	368,600	408,700	458,100		
	9	192,900	268,300	316,100	370,700	410,900	460,000		
	10	194,400	269,000	317,800	372,500	413,000	461,700		
	11	195,700	270,100	319,700	374,200	415,000	463,200		
	12	197,000	271,000	321,400	376,200	417,200	465,000		
	13	198,200	272,200	323,500	378,100	419,300	466,300		
	14	199,800	273,200	325,300	380,100	421,200	467,800		
	15	201,300	274,200	327,100	382,100	423,000	469,200		
	16	202,800	275,300	328,900	384,100	425,000	470,700		
	17	203,800	276,100	330,600	386,200	426,900	472,000		
	18	205,700	277,600	332,000	388,100	428,700	473,300		
	19	207,000	279,000	333,700	389,900	430,300	474,500		
	20	208,400	280,300	335,400	392,000	432,000	475,500		
	21	210,300	281,800	337,300	394,000	433,800	476,300		
	22	213,000	282,900	339,300	395,600	435,400	476,800		
	23	215,600	284,100	341,200	397,100	436,900	477,200		
	24	218,100	285,300	343,000	398,800	438,500	477,600		
	25	220,800	286,700	344,700	400,500	440,000	477,800		
	26	222,400	288,100	346,500	401,900	441,300	478,200		
	27	224,100	289,300	348,400	403,300	442,600	478,600		
	28	225,700	290,800	350,300	404,700	443,900	479,100		
	29	227,100	292,000	352,000	406,100	445,000	479,700		
	30	227,500	293,000	353,800	407,300	446,300	480,100		
	31	228,300	294,300	355,600	408,400	447,500	480,500		
	32	229,000	295,600	357,200	409,600	448,800	480,900		
	33	230,000	297,200	358,800	410,700	449,700	481,400		
	34	230,600	298,800	360,500	411,900	450,500	481,700		
	35	231,300	300,400	361,900	413,100	451,100	482,100		
	36	232,200	301,900	363,500	414,300	451,600	482,500		
	37	233,100	303,200	365,100	415,200	452,000	482,800		
	38	234,100	304,600	366,200	415,900	452,500	483,200		
	39	235,200	306,100	367,300	416,600	452,800	483,600		
	40	236,000	307,600	368,600	417,300	453,200	484,000		
	41	239,100	309,200	369,700	418,000	453,500	484,300		
	42	240,700	310,700	370,600	418,700	453,800	484,600		
	43	242,400	312,100	371,600	419,300	454,100	484,900		
	44	244,000	313,400	372,500	419,700	454,400	485,100		
	45	245,200	314,800	373,200	420,100	454,600	485,300		
	46	246,600	316,300	374,000	420,400	454,800			
	47	248,300	317,600	374,800	420,600	455,000			
	48	250,000	319,000	375,800	420,800	455,200			
	49	251,000	320,100	376,600	421,000	455,400			
	50	252,200	321,300	377,200	421,200	455,600			
	51	253,300	322,500	377,700	421,400	455,800			
	52	254,500	323,900	378,400	421,600	456,000			

53	255,700	325,300	378,700	421,800	456,200
54	256,600	326,700	379,300	422,000	456,400
55	257,800	328,200	379,800	422,200	456,600
56	259,300	329,500	380,300	422,400	456,800
57	260,100	330,700	380,600	422,600	457,000
58	260,900	331,600	381,300	422,800	
59	261,800	332,500	382,000	423,000	
60	262,600	333,400	382,700	423,200	
61	263,500	334,100	383,300	423,400	
62	264,100	334,900	384,000	423,600	
63	264,700	335,700	384,700	423,800	
64	265,500	336,500	385,400	424,000	
65	266,100	337,100	385,600	424,200	
66	267,100	337,700	386,000	424,400	
67	268,100	338,300	386,300	424,600	
68	269,100	338,900	386,600	424,800	
69	269,800	339,600	386,900	425,000	
70	270,600	340,300	387,200	425,200	
71	271,500	341,000	387,500	425,400	
72	272,400	341,700	387,800	425,600	
73	273,100	342,000	388,200	425,800	
74	274,000	342,600	388,500		
75	274,900	343,200	388,900		
76	275,900	343,800	389,300		
77	276,500	344,100	389,500		
78	277,000	344,600	389,700		
79	277,900	345,100	389,900		
80	278,800	345,600	390,100		
81	279,800	346,000	390,300		
82	280,800	346,500	390,500		
83	281,900	346,900	390,700		
84	282,700	347,400	390,900		
85	283,500	347,600	391,100		
86	284,400	348,100	391,300		
87	285,400	348,500	391,500		
88	286,400	349,000	391,700		
89	287,300	349,300	391,900		
90	288,200	349,800			
91	289,100	350,300			
92	289,800	350,800			
93	290,500	351,000			
94	291,300	351,200			
95	291,900	351,700			
96	292,500	352,200			
97	293,200	352,400			
98	293,700	352,800			
99	294,200	353,200			
100	294,900	353,400			
101	295,600	353,600			
102	296,200	353,800			
103	296,900	354,000			
104	297,500	354,200			
105	297,900	354,500			
106	298,100	354,700			
107	298,300	354,900			
108	298,500	355,100			

109	298,700	355,300							
110	298,900	355,500							
111	299,100	355,700							
112	299,300	355,900							
113	299,500	356,100							
114	299,800								
115	300,000								
116	300,200								
117	300,400								
118	300,700								
119	301,000								
120	301,300								
121	301,600								
122	302,000								
123	302,400								
124	302,600								
125	302,800								
126	303,200								
127	303,400								
128	303,600								
129	303,800								
130	304,000								
131	304,200								
132	304,400								
133	304,600								
134	304,800								
135	305,000								
136	305,200								
137	305,400								
138	305,600								
139	305,800								
140	306,000								
141	306,200								
142	306,400								
143	306,600								
144	306,800								
145	307,000								
146	307,200								
147	307,400								
148	307,600								
149	307,800								
150	308,000								
151	308,200								
152	308,400								
153	308,600								
154	308,800								
155	309,000								
156	309,200								
157	309,400								
定年前再任用 短勤職員	基 準 給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	219,600	248,700	272,400	299,100	368,300	385,000	401,800	455,000	

備考

- この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員(附則第3項に規定する職員を除く。)に適用する。
- 職務の級が8級である職員のうち、本庁の部長その他人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に5,000円を加算した額とする。

研究職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	188,900	310,600	360,600	410,300
	2	190,000	311,800	362,300	413,000
	3	191,200	313,400	363,800	415,600
	4	192,300	315,200	365,400	418,400
	5	193,400	317,000	366,700	420,800
	6	194,700	319,100	368,700	423,400
	7	196,000	321,400	370,600	426,100
	8	197,300	323,400	372,600	428,700
	9	198,400	325,200	374,400	431,100
	10	200,200	327,500	376,000	433,600
	11	201,800	329,900	377,800	436,300
	12	203,400	332,100	379,700	438,900
	13	204,900	334,400	381,300	441,600
	14	206,900	336,600	381,700	444,400
	15	208,800	338,700	382,100	447,100
	16	210,600	340,700	382,600	449,800
	17	212,200	342,500	383,100	452,500
	18	214,800	344,100	384,800	455,300
	19	216,800	345,800	386,600	458,100
	20	218,800	347,400	388,400	460,800
	21	221,600	349,200	390,100	463,700
	22	224,000	350,900	392,000	466,200
	23	226,300	352,600	393,900	468,700
	24	228,500	354,100	395,800	471,200
	25	230,700	356,000	397,500	473,800
	26	232,700	357,500	399,200	476,400
	27	234,700	359,200	400,800	478,900
	28	236,800	360,800	402,400	481,500
	29	248,500	362,600	404,000	483,900
	30	249,700	363,900	405,800	486,300
	31	250,800	365,300	407,500	488,700
	32	251,900	366,600	409,200	491,100
	33	253,100	367,800	410,900	493,400
	34	254,600	369,200	412,500	495,800
	35	256,100	370,600	414,100	498,200
	36	257,600	371,800	415,700	500,600
	37	259,100	373,000	417,500	503,100
	38	260,900	374,200	419,000	505,400
	39	262,700	375,400	420,500	507,600
	40	264,600	376,600	422,100	509,900
	41	265,800	377,700	423,700	512,400
	42	268,800	378,800	425,200	514,300
	43	271,600	380,000	426,600	516,000
	44	274,400	381,100	428,000	517,900
	45	276,800	382,200	429,600	519,600
	46	278,900	383,600	431,100	520,900
	47	281,000	385,000	432,700	522,000
	48	283,100	386,300	434,300	523,200
	49	285,000	387,300	435,400	524,500
	50	287,100	388,500	436,900	525,700
	51	289,200	389,800	438,400	526,700
	52	291,300	391,000	439,900	527,900

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

53	293,300	392,100	441,400	528,900
54	294,800	393,100	442,800	529,600
55	296,400	394,200	444,200	530,200
56	298,000	395,200	445,500	530,900
57	299,500	396,200	446,600	531,500
58	300,900	397,000	447,800	532,100
59	302,300	397,700	448,900	532,700
60	303,700	398,400	450,000	533,300
61	305,000	399,000	450,900	534,100
62	306,000	399,800	451,500	534,700
63	307,100	400,600	452,100	535,300
64	308,100	401,400	452,700	535,900
65	308,800	401,900	453,100	536,700
66	309,400	402,700	453,600	537,300
67	310,000	403,500	454,000	538,000
68	310,500	404,300	454,500	538,800
69	311,000	405,000	454,700	539,700
70	311,600	405,700	455,100	540,400
71	312,100	406,400	455,500	541,100
72	312,600	407,100	455,900	541,800
73	313,100	407,600	456,100	542,600
74	313,700	408,200	456,300	
75	314,300	408,800	456,600	
76	314,900	409,400	456,900	
77	315,500	410,000	457,100	
78	316,200	410,200	457,400	
79	316,800	410,400	457,800	
80	317,400	410,700	458,200	
81	318,100	410,900	458,400	
82	318,900	411,200		
83	319,700	411,500		
84	320,500	411,900		
85	321,200	412,200		
86	321,900	412,400		
87	322,600	412,600		
88	323,400	412,800		
89	324,100	413,000		
90	324,900	413,300		
91	325,600	413,600		
92	326,300	413,800		
93	327,100	414,100		
94	327,900	414,400		
95	328,600	414,700		
96	329,400	415,000		
97	330,000	415,200		
98	330,700	415,500		
99	331,500	415,800		
100	332,300	416,100		
101	333,000	416,300		
102	333,800			
103	334,600			
104	335,400			
105	336,200			
106	336,800			
107	337,400			
108	337,900			

109	338,400				
110	338,700				
111	339,000				
112	339,400				
113	339,600				
114	339,900				
115	340,300				
116	340,700				
117	341,000				
118	341,400				
119	341,800				
120	342,300				
121	342,800				
122	343,300				
123	343,800				
124	344,300				
125	344,700				
126	345,200				
127	345,600				
128	346,100				
129	346,700				
130	347,200				
131	347,700				
132	348,200				
133	348,500				
134	349,000				
135	349,400				
136	349,900				
137	350,300				
138	350,800				
139	351,300				
140	351,800				
141	352,400				
142	352,800				
143	353,200				
144	353,500				
145	353,900				
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額				
	円	円	円	円	円
	267,100	292,900	336,400	396,600	

備考

この表は、研究所、試験場等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表

イ 医療職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	306,100	389,600	440,400	590,700	625,400
	2	308,600	392,000	442,400		
	3	311,100	394,400	444,300		
	4	313,600	396,900	446,200		
	5	315,900	398,400	447,700		
	6	318,600	400,700	450,000		
	7	321,200	403,000	452,200		
	8	323,800	405,300	454,400		
	9	326,500	407,600	456,100		
	10	329,700	409,900	458,000		
	11	333,300	412,100	459,900		
	12	336,900	414,300	461,700		
	13	340,500	416,500	463,400		
	14	344,500	418,500	465,200		
	15	348,600	420,500	466,900		
	16	352,600	422,400	468,600		
	17	355,800	424,300	470,200		
	18	360,100	426,200	472,000		
	19	364,300	428,100	473,800		
	20	368,600	430,000	475,500		
	21	372,500	431,600	477,200		
	22	375,600	433,600	479,200		
	23	378,800	435,600	481,300		
	24	382,000	437,500	483,400		
	25	384,400	439,000	485,400		
	26	386,300	440,500	487,500		
	27	388,300	442,000	489,600		
	28	390,200	443,500	491,700		
	29	392,100	445,100	493,900		
	30	393,000	446,400	495,800		
	31	393,900	447,700	497,700		
	32	394,800	449,100	499,600		
	33	395,700	450,500	501,500		
	34	396,600	452,000	503,200		
	35	397,600	453,500	505,000		
	36	398,600	455,000	506,800		
	37	399,500	456,500	508,500		
	38	400,400	458,200	509,900		
	39	401,300	459,900	511,300		
	40	402,200	461,600	512,800		
	41	403,000	463,300	514,300		
	42	403,700	465,000	515,800		
	43	404,300	466,700	517,300		
	44	404,900	468,400	518,800		
	45	405,500	470,200	520,300		
	46	406,100	471,500	521,900		
	47	406,700	472,800	523,500		
	48	407,200	474,100	525,100		
	49	407,700	475,400	526,700		
	50	408,200	477,000	527,900		
	51	408,700	478,600	529,100		
	52	409,100	480,200	530,300		

53	409,500	481,700	531,600		
54	410,000	482,700	532,700		
55	410,500	483,700	533,700		
56	411,000	484,700	534,700		
57	411,400	485,800	535,800		
58	411,800	486,800	536,700		
59	412,200	487,800	537,600		
60	412,600	488,900	538,500		
61	413,000	489,900	539,200		
62	413,300	490,500	539,800		
63	413,500	491,100	540,500		
64	413,700	491,700	541,100		
65	413,900	492,400	541,800		
66		493,000	542,500		
67		493,600	543,300		
68		494,200	544,100		
69		494,900	545,000		
70		495,400	545,700		
71		495,800	546,400		
72		496,200	547,100		
73		496,600	547,600		
74		497,200	548,100		
75		497,800	548,400		
76		498,400	548,700		
77		498,800	549,100		
78		499,400	549,700		
79		500,000	550,200		
80		500,600	550,700		
81		501,100	551,100		
82		501,700	551,700		
83		502,300	552,300		
84		502,900	552,900		
85		503,100	553,100		
86		503,300	553,400		
87		503,500	553,700		
88		503,700	554,000		
89		503,900	554,300		
90		504,100			
91		504,300			
92		504,500			
93		504,700			
94		504,900			
95		505,100			
96		505,300			
97		505,500			
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額				
	円	円	円	円	円
	306,700	350,000	406,300	481,500	584,300

備考

- この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 職務の級が5級である職員のうち、本庁の部長であるものの給料月額は、この表の額に5,000円を加算した額とする。

□ 医療職給料表（二）

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	190,900	276,900	304,800	349,800	389,700
	2	192,300	277,800	306,500	350,700	392,100
	3	193,700	278,700	308,200	351,600	394,500
	4	195,100	279,500	309,800	352,500	396,900
	5	196,300	280,000	311,400	353,400	399,400
	6	198,200	280,600	313,200	355,400	401,900
	7	200,000	281,100	315,000	357,400	404,400
	8	201,800	281,700	316,800	359,500	406,900
	9	203,400	282,300	318,600	361,600	409,500
	10	205,000	283,000	320,600	363,600	411,700
	11	206,700	283,700	322,500	365,600	414,000
	12	208,200	284,400	324,400	367,600	416,300
	13	209,500	284,900	326,400	369,500	418,200
	14	211,600	286,300	328,300	371,400	420,200
	15	213,600	287,600	330,200	373,300	422,000
	16	215,600	288,900	332,100	375,200	424,000
	17	217,500	290,200	333,900	377,000	425,800
	18	219,400	291,400	335,500	379,200	427,800
	19	221,300	292,600	337,100	381,300	429,800
	20	223,100	293,700	338,800	383,400	431,900
	21	225,100	294,800	340,400	385,500	433,700
	22	226,700	296,100	342,200	387,600	435,300
	23	228,200	297,400	344,000	389,600	436,700
	24	229,700	298,700	345,800	391,600	438,300
	25	235,300	300,100	347,700	393,400	439,900
	26	235,900	301,500	349,500	395,200	441,200
	27	236,700	302,900	351,300	396,700	442,500
	28	237,400	304,200	353,000	398,400	443,800
	29	238,100	305,500	354,700	400,100	445,000
	30	238,900	307,000	356,300	401,600	446,000
	31	239,700	308,500	357,900	403,100	447,000
	32	240,500	310,000	359,500	404,600	448,000
	33	241,300	311,500	361,000	406,100	449,000
	34	242,200	313,000	362,600	407,400	450,000
	35	243,100	314,500	364,200	408,600	451,000
	36	244,000	315,900	365,800	409,900	451,800
	37	244,600	317,300	367,300	410,800	452,500
	38	245,800	318,700	368,600	412,000	452,900
	39	247,000	320,100	369,900	413,200	453,300
	40	248,200	321,500	371,200	414,400	453,600
	41	249,400	322,900	372,400	415,300	453,800
	42	250,600	324,200	373,400	416,100	454,000
	43	251,800	325,500	374,400	416,900	454,200
	44	253,000	326,800	375,400	417,700	454,400
	45	253,700	328,000	376,300	418,200	454,600
	46	254,600	329,300	377,000	418,800	454,800
	47	255,600	330,500	377,800	419,400	455,000
	48	256,500	331,800	378,600	419,900	455,200
	49	257,400	333,000	379,400	420,100	455,400
	50	258,300	334,000	380,400	420,300	455,600
	51	259,200	335,000	381,400	420,500	455,800
	52	260,000	336,000	382,400	420,700	456,000

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

53	260,900	337,000	383,100	420,900	456,200
54	261,600	337,900	384,000	421,200	
55	262,300	338,700	384,900	421,400	
56	262,900	339,500	385,800	421,600	
57	263,600	340,100	386,300	421,800	
58	264,500	340,900	387,100	422,000	
59	265,300	341,700	387,900	422,200	
60	266,100	342,400	388,700	422,400	
61	266,800	342,900	389,200	422,600	
62	267,700	343,500	389,900	422,800	
63	268,600	344,100	390,600	423,000	
64	269,500	344,700	391,300	423,300	
65	270,300	345,200	391,900	423,500	
66	271,200	345,900	392,600	423,800	
67	272,100	346,600	393,200	424,000	
68	273,000	347,300	393,700	424,200	
69	273,900	347,800	393,900	424,400	
70	274,800	348,400	394,300	424,600	
71	275,700	349,000	394,600	424,800	
72	276,600	349,600	394,900	425,000	
73	277,500	349,900	395,300	425,200	
74	278,300	350,500	395,700		
75	279,100	351,100	396,000		
76	279,900	351,700	396,300		
77	280,600	351,900	396,600		
78	281,500	352,400	397,000		
79	282,300	352,900	397,500		
80	283,100	353,400	397,900		
81	283,900	353,600	398,100		
82	284,600	354,000	398,400		
83	285,300	354,400	398,700		
84	286,000	354,700	399,000		
85	286,800	354,900	399,300		
86	287,500	355,300	399,600		
87	288,200	355,700	399,900		
88	288,900	356,100	400,200		
89	289,600	356,600	400,500		
90	290,300	357,000	400,800		
91	291,000	357,400	401,100		
92	291,700	357,700	401,400		
93	292,300	357,900	401,700		
94	292,900	358,200	401,900		
95	293,500	358,500	402,100		
96	294,100	358,700	402,300		
97	294,700	358,900	402,500		
98	295,200	359,100			
99	295,700	359,300			
100	296,200	359,500			
101	296,600	359,700			
102	297,000	359,900			
103	297,400	360,100			
104	297,800	360,300			
105	298,000	360,500			
106	298,200				
107	298,400				
108	298,600				

109	298,900				
110	299,100				
111	299,300				
112	299,500				
113	299,700				
114	299,900				
115	300,100				
116	300,300				
117	300,500				
118	300,700				
119	300,900				
120	301,100				
121	301,300				
122	301,500				
123	301,700				
124	301,900				
125	302,100				
126	302,300				
127	302,500				
128	302,700				
129	302,900				
130	303,100				
131	303,300				
132	303,500				
133	303,700				
134	303,900				
135	304,100				
136	304,300				
137	304,500				
138	304,700				
139	304,900				
140	305,100				
141	305,300				
142	305,500				
143	305,700				
144	305,900				
145	306,100				
146	306,300				
147	306,500				
148	306,700				
149	306,900				
150	307,100				
151	307,300				
152	307,500				
153	307,700				
154	307,900				
155	308,100				
156	308,300				
157	308,500				
定年前再任用 短時間勤務職員	基 準 給料月額				
	円	円	円	円	円
	219,900	252,500	280,200	333,500	376,600

備考

この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

八 医療職給料表（三）

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	209,700	273,900	291,400	310,400	348,600
	2	211,100	275,500	291,700	311,800	350,600
	3	212,600	277,100	292,000	313,100	352,700
	4	214,000	278,600	292,300	314,500	354,800
	5	215,400	279,800	292,700	315,700	356,600
	6	216,900	280,600	293,000	316,900	358,600
	7	218,400	281,200	293,500	318,400	360,700
	8	219,900	281,800	293,800	319,900	362,600
	9	221,100	282,100	294,400	321,600	364,600
	10	222,700	282,800	295,200	322,800	366,300
	11	224,200	283,700	296,100	324,100	367,900
	12	225,800	284,100	296,900	325,500	369,400
	13	227,400	284,300	297,700	326,800	371,300
	14	229,500	284,600	298,800	328,500	373,200
	15	231,500	284,900	300,100	330,100	375,100
	16	233,700	285,200	301,200	331,700	377,000
	17	245,400	285,400	302,100	333,400	378,900
	18	247,900	285,600	303,000	334,700	380,800
	19	250,100	285,900	303,800	336,100	382,500
	20	252,400	286,100	304,800	337,500	384,500
	21	254,700	286,500	305,900	338,900	386,300
	22	256,100	287,100	306,800	340,300	388,300
	23	257,400	287,800	308,000	341,800	390,100
	24	258,700	288,300	309,100	343,400	392,100
	25	260,100	288,900	310,200	344,900	394,000
	26	260,300	289,900	311,300	346,400	395,600
	27	260,500	291,000	312,500	347,800	397,200
	28	260,700	292,000	313,800	349,100	398,700
	29	260,900	292,800	315,000	350,500	400,500
	30	261,300	293,700	316,600	351,900	402,400
	31	261,900	294,500	318,100	353,300	404,300
	32	262,400	295,500	319,500	354,600	406,100
	33	262,900	296,400	320,800	356,300	407,800
	34	263,800	297,300	322,100	358,000	409,500
	35	264,700	298,300	323,300	359,600	411,300
	36	265,400	299,200	324,500	361,200	413,100
	37	266,000	300,200	325,800	362,800	414,800
	38	267,300	301,000	327,100	364,400	416,600
	39	268,700	301,700	328,500	365,900	418,400
	40	270,200	302,600	329,900	367,500	420,200
	41	272,100	303,600	331,100	368,800	421,800
	42	273,000	304,800	332,300	370,100	423,300
	43	273,800	306,100	333,600	371,500	424,900
	44	274,600	307,400	334,700	373,000	426,500
	45	275,100	308,600	335,700	374,500	427,600
	46	275,900	309,700	336,800	375,500	428,800
	47	276,700	310,800	338,000	376,800	430,000
	48	276,900	311,800	339,000	377,900	431,200
	49	277,300	312,700	340,200	379,300	432,400
	50	277,600	313,800	341,400	380,700	433,600
	51	277,800	315,000	342,600	382,000	434,800
	52	278,000	316,200	343,800	383,300	436,000

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

53	278,400	317,300	345,100	384,700	437,000
54	278,700	318,300	346,300	385,900	438,000
55	278,900	319,400	347,500	387,100	439,000
56	279,100	320,300	348,800	388,300	439,900
57	279,400	321,400	349,500	389,400	440,700
58	280,100	322,500	350,700	390,400	441,400
59	280,600	323,600	351,800	391,400	442,100
60	281,100	324,500	352,900	392,400	442,700
61	281,800	325,600	353,900	393,200	443,200
62	282,700	326,600	354,800	393,900	443,700
63	283,600	327,700	355,900	394,600	444,200
64	284,400	328,800	356,800	395,100	444,600
65	285,100	329,800	358,000	395,500	444,900
66	286,000	330,900	359,200	395,800	445,300
67	286,800	332,000	360,400	396,200	445,700
68	287,700	333,100	361,600	396,600	446,000
69	288,500	333,800	362,400	396,900	446,300
70	289,500	334,800	363,500	397,200	
71	290,600	335,700	364,600	397,600	
72	291,600	336,600	365,700	398,000	
73	292,700	337,600	366,500	398,300	
74	293,500	338,400	367,600	398,600	
75	294,300	339,400	368,600	398,900	
76	295,200	340,300	369,700	399,200	
77	296,100	341,300	370,600	399,400	
78	297,400	342,500	371,400	399,600	
79	298,500	343,700	372,200	399,800	
80	299,600	344,900	373,000	400,000	
81	300,700	346,000	373,800	400,200	
82	301,700	347,100	374,200	400,400	
83	302,800	348,200	374,700	400,600	
84	303,900	349,300	375,200	400,800	
85	304,900	350,300	375,600	401,000	
86	306,000	351,300	376,000	401,200	
87	307,200	352,300	376,400	401,400	
88	308,400	353,300	376,800	401,600	
89	309,600	354,100	377,200	401,800	
90	310,600	354,800	377,500	402,000	
91	311,600	355,600	377,800	402,200	
92	312,500	356,400	378,100	402,400	
93	313,300	357,100	378,300	402,600	
94	314,300	357,700	378,600	402,800	
95	315,300	358,300	378,800	403,000	
96	316,100	358,900	379,000	403,200	
97	317,000	359,300	379,200	403,400	
98	318,000	359,800	379,400		
99	319,000	360,200	379,600		
100	320,000	360,700	379,800		
101	321,000	361,200	380,000		
102	322,100	361,500	380,200		
103	323,100	361,900	380,400		
104	324,000	362,300	380,600		
105	324,600	362,800	380,800		
106	325,200	363,200	381,000		
107	325,700	363,600	381,200		
108	326,300	364,000	381,400		

109	326,800	364,300	381,600		
110	327,200	364,700	381,800		
111	327,700	365,100	382,000		
112	328,000	365,500	382,200		
113	328,400	365,800	382,400		
114	328,900	366,100			
115	329,400	366,400			
116	329,900	366,700			
117	330,400	367,000			
118	330,900	367,300			
119	331,400	367,600			
120	331,900	367,900			
121	332,300	368,200			
122	332,700	368,500			
123	333,000	368,700			
124	333,300	368,900			
125	333,500	369,100			
126	333,800				
127	334,100				
128	334,400				
129	334,800				
130	335,100				
131	335,400				
132	335,700				
133	335,900				
134	336,200				
135	336,500				
136	336,800				
137	337,000				
138	337,300				
139	337,600				
140	337,900				
141	338,100				
142	338,400				
143	338,700				
144	339,000				
145	339,300				
146	339,600				
147	339,900				
148	340,200				
149	340,500				
150	340,700				
151	340,900				
152	341,100				
153	341,300				
154	341,500				
155	341,700				
156	341,900				
157	342,100				
158	342,300				
159	342,500				
160	342,700				
161	342,900				
162	343,100				
163	343,300				
164	343,500				
165	343,700				
定年前再任用 短時間勤務職員	基 準 給料月額				
	円	円	円	円	円
	264,600	271,400	281,900	298,600	336,300

備考

この表は、保健所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教育職給料表

イ 高等学校等教育職給料表

職員 の 区分	職務 の 級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	202,400	237,300	303,800	410,800	481,300
	2	203,900	240,100	305,800	412,200	482,800
	3	205,400	242,800	307,700	413,600	484,300
	4	206,900	245,500	309,600	415,000	485,800
	5	208,800	248,300	311,500	416,500	487,200
	6	210,700	250,000	312,700	417,900	488,000
	7	212,600	251,600	314,000	419,400	488,800
	8	214,500	253,200	315,300	420,900	489,500
	9	216,400	254,800	316,600	422,200	490,400
	10	218,500	255,200	318,700	423,500	491,200
	11	220,500	255,700	320,700	424,900	492,000
	12	222,400	256,200	322,800	426,300	492,800
	13	224,200	256,700	324,500	427,400	493,400
	14	226,700	257,700	326,800	429,000	494,200
	15	229,100	258,700	329,100	430,600	495,000
	16	231,600	259,700	331,400	432,200	495,800
	17	234,100	260,700	333,400	433,800	496,700
	18	236,700	262,100	335,400	435,300	497,500
	19	239,100	263,400	337,500	436,900	498,100
	20	241,500	264,700	339,600	438,500	498,700
	21	243,900	265,500	341,700	440,100	499,300
	22	245,500	268,100	343,600	441,700	499,900
	23	247,100	270,800	345,500	443,300	500,500
	24	248,700	273,500	347,400	444,800	501,100
	25	250,100	276,200	349,300	446,300	501,700
	26	250,500	278,500	351,100	447,600	502,300
	27	250,900	280,600	352,800	448,900	502,900
	28	251,300	282,700	354,500	450,200	503,500
	29	251,700	284,300	356,300	451,600	504,100
	30	252,400	286,000	358,300	452,800	
	31	253,100	288,200	360,200	453,900	
	32	253,900	290,400	362,100	455,100	
	33	254,900	292,600	364,000	456,400	
	34	256,100	294,500	365,900	457,600	
	35	257,300	296,400	367,800	459,000	
	36	258,500	298,300	369,700	460,500	
	37	259,000	300,200	371,500	461,900	
	38	260,500	301,400	373,400	463,400	
	39	262,000	302,600	375,400	464,900	
	40	263,500	303,800	377,200	466,400	
	41	265,500	305,000	379,200	467,800	
	42	266,400	307,000	381,000	468,700	
	43	267,200	309,000	383,000	469,600	
	44	268,100	311,000	384,900	470,500	
	45	268,700	312,700	386,900	471,100	
	46	269,600	314,800	388,700	472,000	
	47	270,600	316,900	390,600	472,900	
	48	271,600	319,000	392,400	473,600	
	49	272,500	320,700	394,400	474,100	
	50	273,200	322,700	396,200	474,600	
	51	274,000	324,700	397,900	475,100	
	52	274,800	326,700	399,700	475,600	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

53	275,600	328,600	401,400	476,000
54	276,200	330,600	403,000	476,600
55	276,900	332,600	404,600	477,000
56	277,600	334,600	406,200	477,400
57	278,300	336,500	407,800	477,700
58	279,000	338,300	409,100	478,100
59	279,800	340,100	410,400	478,500
60	280,600	341,900	411,700	478,900
61	281,400	343,800	412,900	479,300
62	282,400	345,800	414,100	
63	283,400	347,700	415,400	
64	284,300	349,600	416,700	
65	285,200	351,600	417,800	
66	286,200	353,600	419,200	
67	287,200	355,600	420,500	
68	288,100	357,700	421,900	
69	289,000	359,400	423,300	
70	289,800	361,400	424,700	
71	290,700	363,400	426,100	
72	291,500	365,300	427,500	
73	292,300	367,200	428,700	
74	293,100	369,100	430,100	
75	293,900	371,000	431,500	
76	294,800	372,900	432,900	
77	295,700	374,800	434,100	
78	296,500	376,600	435,200	
79	297,300	378,400	436,400	
80	298,100	380,300	437,500	
81	299,000	382,400	438,500	
82	300,100	384,100	439,200	
83	301,100	385,700	439,900	
84	302,100	387,300	440,600	
85	302,700	389,000	441,200	
86	303,600	390,400	441,900	
87	304,400	391,800	442,600	
88	305,200	393,200	443,300	
89	306,100	394,500	443,800	
90	306,900	395,800	444,400	
91	307,800	397,100	445,000	
92	308,700	398,400	445,600	
93	309,300	399,700	446,100	
94	310,200	400,800	446,300	
95	311,100	402,000	446,500	
96	311,900	403,200	446,700	
97	312,800	404,400	446,900	
98	313,700	405,600	447,100	
99	314,500	406,800	447,300	
100	315,300	408,100	447,500	
101	316,000	409,300	447,700	
102	316,800	410,400	447,900	
103	317,600	411,500	448,100	
104	318,400	412,600	448,300	
105	319,100	413,500	448,500	
106	319,900	414,600	448,700	
107	320,600	415,700	448,900	
108	321,300	416,800	449,100	

109	321, 800	417, 600	449, 300
110	322, 300	418, 400	
111	322, 800	419, 300	
112	323, 300	420, 100	
113	323, 800	420, 800	
114	324, 300	421, 300	
115	324, 800	421, 700	
116	325, 300	422, 000	
117	325, 700	422, 200	
118	326, 200	422, 600	
119	326, 700	423, 000	
120	327, 200	423, 400	
121	327, 600	423, 800	
122	328, 100	424, 000	
123	328, 500	424, 200	
124	328, 900	424, 500	
125	329, 400	424, 800	
126	329, 800	425, 000	
127	330, 200	425, 200	
128	330, 400	425, 400	
129	330, 600	425, 600	
130	330, 800	425, 800	
131	331, 000	426, 000	
132	331, 200	426, 200	
133	331, 400	426, 400	
134	331, 600	426, 600	
135	331, 800	426, 800	
136	332, 000	427, 000	
137	332, 200	427, 200	
138	332, 400	427, 400	
139	332, 600	427, 600	
140	332, 800	427, 800	
141	333, 000	428, 000	
142	333, 200	428, 200	
143	333, 400	428, 400	
144	333, 600	428, 600	
145	333, 800	428, 800	
146	334, 000	429, 000	
147	334, 200	429, 200	
148	334, 400	429, 400	
149	334, 600	429, 600	
150	334, 800		
151	335, 000		
152	335, 200		
153	335, 400		
154	335, 600		
155	335, 800		
156	336, 000		
157	336, 200		
158	336, 400		
159	336, 600		
160	336, 800		
161	337, 000		
162	337, 200		
163	337, 400		
164	337, 600		

	165	337,800				
	166	338,000				
	167	338,200				
	168	338,400				
	169	338,600				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		239,800	283,400	313,000	341,800	428,400

備考

- この表は、高等学校若しくは特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員又は学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるもの並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。
- この表の1級の165号給から169号給までは、人事委員会規則で定める講師及び養護助教諭のみに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

□ 小学校・中学校教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	202,400	219,300	303,800	393,900	446,700
	2	203,900	221,400	305,800	395,400	447,700
	3	205,400	223,500	307,700	396,800	448,700
	4	206,900	225,500	309,600	398,200	449,900
	5	208,800	227,500	311,500	399,600	450,900
	6	210,700	230,000	312,700	401,200	451,800
	7	212,600	232,400	314,000	402,700	452,600
	8	214,500	234,800	315,300	404,300	453,500
	9	216,400	237,300	316,600	405,900	454,600
	10	218,500	240,100	318,700	407,400	455,400
	11	220,500	242,800	320,700	408,800	456,200
	12	222,400	245,500	322,800	410,200	457,100
	13	224,200	248,300	324,500	411,600	457,900
	14	226,700	250,000	326,800	412,800	458,600
	15	229,100	251,600	329,100	414,000	459,300
	16	231,600	253,200	331,400	415,200	459,900
	17	234,100	254,800	333,400	416,600	460,400
	18	236,700	255,200	335,400	417,600	461,100
	19	239,100	255,700	337,500	418,600	461,800
	20	241,500	256,200	339,600	419,600	462,500
	21	243,900	256,700	341,700	420,500	463,000
	22	245,500	257,700	343,600	421,900	463,700
	23	247,100	258,700	345,500	423,300	464,400
	24	248,700	259,700	347,400	424,700	465,100
	25	250,100	260,700	349,300	425,700	465,700
	26	250,400	262,100	351,100	426,900	466,400
	27	250,800	263,400	352,800	428,100	467,100
	28	251,200	264,700	354,500	429,300	467,800
	29	251,600	265,500	356,300	430,100	468,300
	30	252,400	268,100	358,300	431,300	469,000
	31	253,200	270,800	360,200	432,500	469,700
	32	254,000	273,500	362,100	433,700	470,400
	33	254,800	276,200	363,700	434,600	471,000
	34	255,900	278,500	365,400	435,200	471,700
	35	256,900	280,600	367,000	435,800	472,400
	36	257,900	282,700	368,600	436,400	473,100
	37	258,400	284,300	370,300	437,000	473,600
	38	259,900	286,000	371,800	437,600	
	39	261,400	288,200	373,300	438,200	
	40	262,900	290,400	374,800	438,800	
	41	264,400	292,600	376,400	439,200	
	42	265,300	294,500	377,700	439,700	
	43	266,200	296,400	379,000	440,200	
	44	267,000	298,300	380,400	440,700	
	45	267,600	300,200	381,800	441,100	
	46	268,600	301,400	383,100	441,400	
	47	269,600	302,600	384,400	441,700	
	48	270,500	303,800	385,800	442,000	
	49	271,400	305,000	387,200	442,400	
	50	272,200	307,000	388,500	442,700	
	51	273,000	309,000	389,800	443,000	
	52	273,800	311,000	391,100	443,300	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

53	274,500	312,700	392,500	443,500
54	275,300	314,800	393,600	443,800
55	276,000	316,900	394,700	444,100
56	276,700	319,000	395,800	444,400
57	277,400	320,700	396,900	444,700
58	278,100	322,700	397,900	445,000
59	278,700	324,700	399,000	445,300
60	279,300	326,700	400,100	445,600
61	280,000	328,600	401,000	445,900
62	280,900	330,600	401,900	446,100
63	281,800	332,600	402,800	446,300
64	282,700	334,600	403,700	446,500
65	283,400	336,500	404,700	446,700
66	284,300	338,300	405,900	446,900
67	285,200	340,100	407,100	447,100
68	286,100	341,900	408,300	447,300
69	287,000	343,800	409,300	447,500
70	287,900	345,800	410,400	447,700
71	288,800	347,700	411,500	447,900
72	289,700	349,600	412,600	448,100
73	290,400	351,600	413,400	448,300
74	291,200	353,600	414,400	
75	292,000	355,600	415,400	
76	292,800	357,700	416,400	
77	293,600	359,300	417,300	
78	294,400	360,800	418,100	
79	295,200	362,300	418,900	
80	296,000	363,900	419,700	
81	296,800	365,500	420,400	
82	297,700	366,900	421,100	
83	298,500	368,300	421,800	
84	299,300	369,700	422,500	
85	300,100	371,100	423,100	
86	300,800	372,500	423,500	
87	301,500	373,900	423,900	
88	302,100	375,200	424,300	
89	302,700	376,600	424,700	
90	303,300	377,900	425,000	
91	303,900	379,100	425,300	
92	304,400	380,400	425,600	
93	304,800	381,700	426,000	
94	305,300	382,800	426,300	
95	305,800	383,900	426,600	
96	306,300	385,000	426,900	
97	306,900	385,900	427,100	
98	307,500	386,600	427,300	
99	308,100	387,500	427,500	
100	308,700	388,400	427,700	
101	309,300	389,400	427,900	
102	309,500	390,200	428,100	
103	309,700	391,000	428,300	
104	309,900	391,800	428,500	
105	310,200	392,700	428,700	
106	310,400	393,700	428,900	
107	310,600	394,600	429,100	
108	310,800	395,600	429,300	

109	311,000	396,400	429,500		
110	311,200	397,400	429,700		
111	311,400	398,400	429,900		
112	311,600	399,400	430,100		
113	311,800	400,000	430,300		
114	312,100	400,900			
115	312,400	401,800			
116	312,700	402,700			
117	312,900	403,600			
118	313,200	404,400			
119	313,500	405,200			
120	313,700	406,000			
121	313,900	406,800			
122	314,100	407,600			
123	314,300	408,300			
124	314,500	409,100			
125	314,700	409,400			
126	314,900	409,800			
127	315,100	410,400			
128	315,300	410,700			
129	315,500	411,200			
130	315,700	411,600			
131	315,900	412,200			
132	316,100	412,600			
133	316,300	412,900			
134	316,500	413,300			
135	316,700	413,700			
136	316,900	414,100			
137	317,100	414,500			
138	317,300	414,900			
139	317,500	415,300			
140	317,700	415,700			
141	317,900	416,100			
142	318,100	416,400			
143	318,300	416,700			
144	318,500	417,000			
145	318,700	417,200			
146	318,900	417,500			
147	319,100	417,800			
148	319,300	418,100			
149	319,500	418,400			
150	319,700	418,600			
151	319,900	418,800			
152	320,100	419,000			
153	320,300	419,200			
154	320,500	419,400			
155	320,700	419,600			
156	320,900	419,800			
157	321,100	420,000			
158		420,200			
159		420,400			
160		420,600			
161		420,800			
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額				
	円	円	円	円	円
	231,000	280,600	308,300	335,400	418,100

備考

- この表は、小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭(高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員を除く。)並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

公安職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	215,100	257,000	277,900	306,600	341,600	396,900	436,600	442,200
	2	216,800	259,000	278,800	307,200	343,200	399,100	438,800	444,300
	3	218,600	261,000	279,700	307,800	344,800	401,100	440,400	445,900
	4	220,300	263,000	280,600	308,500	346,500	403,000	441,700	447,200
	5	221,800	264,600	281,400	309,200	348,200	404,800	443,000	448,700
	6	223,700	265,500	282,400	309,900	349,800	406,800	444,500	450,300
	7	225,500	266,300	283,300	310,500	351,600	408,800	446,300	452,100
	8	227,400	267,200	284,200	311,100	353,400	410,900	447,900	453,700
	9	228,700	268,100	284,700	311,800	355,200	412,900	449,200	454,900
	10	230,300	269,100	286,300	312,900	357,200	415,100	450,900	456,600
	11	232,000	270,000	287,900	314,000	359,100	417,200	452,300	458,200
	12	233,700	270,900	289,400	314,800	361,100	419,300	454,000	459,900
	13	235,500	271,600	290,700	315,600	363,100	420,800	455,200	460,900
	14	237,900	272,400	291,500	317,500	365,200	423,200	457,000	462,300
	15	240,300	273,400	292,300	319,100	367,100	425,200	458,800	463,900
	16	242,700	274,600	293,000	321,000	369,100	426,700	460,500	465,700
	17	245,100	275,000	293,600	322,600	370,900	428,500	462,000	467,000
	18	247,400	276,600	294,400	324,100	373,000	430,200	463,800	468,700
	19	249,700	278,100	295,100	325,600	375,000	432,100	465,600	470,400
	20	252,100	279,700	295,900	327,200	377,000	433,500	467,300	472,200
	21	254,600	281,100	296,700	328,800	379,000	435,000	468,700	473,700
	22	256,400	281,600	297,300	330,400	381,000	436,400	470,400	475,300
	23	258,100	282,100	297,900	332,100	383,000	437,800	472,000	476,900
	24	259,900	282,500	298,500	333,800	385,000	439,200	473,700	478,500
	25	261,100	282,900	299,000	335,400	386,900	440,700	475,000	479,800
	26	261,600	283,400	299,800	337,200	389,100	442,300	476,400	481,200
	27	262,300	283,900	300,600	339,000	391,000	443,900	477,800	482,500
	28	263,000	284,300	301,400	340,800	393,000	445,500	479,200	483,900
	29	263,700	284,700	302,200	342,400	394,700	446,700	480,200	485,100
	30	264,900	285,200	303,100	344,200	396,800	448,400	480,800	485,800
	31	266,100	285,700	304,000	346,200	398,900	450,100	481,300	486,500
	32	267,400	286,100	304,800	348,200	401,000	451,800	481,900	487,200
	33	268,700	286,600	305,500	350,200	402,800	453,100	482,300	487,500
	34	269,700	287,100	307,100	352,100	404,900	454,700	482,900	488,200
	35	270,700	287,600	308,600	353,900	406,900	456,200	483,400	488,900
	36	271,600	288,000	310,200	355,700	409,000	457,400	483,900	489,500
	37	272,100	288,500	311,800	357,500	410,400	458,500	484,300	489,900
	38	273,600	289,000	312,900	359,400	412,800	459,000	484,800	490,600
	39	275,100	289,500	314,100	361,200	414,900	459,400	485,300	491,300
	40	276,600	289,900	315,300	363,000	416,600	459,800	485,800	492,000
	41	277,900	290,400	316,500	364,800	418,200	460,000	486,000	492,500
	42	278,900	291,500	317,600	366,600	419,800	460,400	486,400	493,200
	43	279,900	292,500	318,800	368,300	421,600	460,800	486,900	493,600
	44	281,000	293,500	320,100	370,000	423,100	461,200	487,300	493,900
	45	281,400	294,300	321,500	371,800	424,700	461,600	487,500	494,100
	46	281,800	295,300	322,700	373,700	426,200	462,000	488,000	494,400
	47	282,100	296,300	324,100	375,400	427,700	462,400	488,500	494,700
	48	282,500	297,300	325,300	377,000	429,300	462,800	489,000	495,000
	49	282,900	298,400	326,700	378,600	430,800	463,200	489,400	495,400
	50	283,300	299,400	328,100	380,400	432,200	463,500	489,700	495,700
	51	283,700	300,400	329,500	382,200	433,700	463,800	490,000	496,000
	52	284,100	301,300	330,900	384,000	435,200	464,100	490,300	496,300

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

53	284,500	302,300	332,500	385,800	436,700	464,400	490,600	496,600
54	285,000	303,400	334,000	387,800	438,000	464,700	490,900	496,900
55	285,400	304,500	335,400	389,700	439,200	465,000	491,200	497,200
56	285,900	305,600	336,700	391,500	440,500	465,300	491,500	497,500
57	286,400	306,800	338,200	392,800	441,500	465,600	491,800	497,800
58	287,000	308,200	339,600	394,500	442,300	465,900	492,100	498,100
59	287,500	309,600	341,100	396,100	442,900	466,200	492,400	498,400
60	288,000	311,000	342,500	397,700	443,700	466,400	492,700	498,700
61	288,500	312,400	343,700	399,100	444,100	466,700	493,000	499,000
62	289,600	313,800	345,100	400,000	444,500	467,000		
63	290,600	315,200	346,600	401,100	444,800	467,300		
64	291,600	316,600	348,200	402,100	445,100	467,600		
65	292,400	317,900	349,200	403,200	445,300	467,900		
66	293,300	319,200	350,700	404,200	445,600	468,200		
67	294,200	320,500	352,000	405,300	445,900	468,500		
68	295,100	321,800	353,300	406,400	446,200	468,800		
69	296,000	323,100	354,700	407,500	446,500	469,100		
70	297,000	324,200	356,000	408,300	446,800	469,400		
71	298,000	325,300	357,400	409,100	447,100	469,700		
72	299,000	326,400	358,900	409,900	447,400	470,000		
73	299,800	327,500	360,300	410,400	447,700	470,300		
74	300,600	328,900	361,700	411,100	448,000			
75	301,500	330,200	363,000	411,700	448,300			
76	302,400	331,500	364,400	412,400	448,600			
77	303,300	332,900	365,300	412,800	448,900			
78	304,500	334,400	366,700	413,500	449,200			
79	305,700	335,900	368,100	414,200	449,500			
80	306,900	337,400	369,400	414,900	449,800			
81	308,100	338,800	370,500	415,200	450,100			
82	309,200	340,300	371,800	415,700	450,400			
83	310,300	341,700	373,200	416,200	450,700			
84	311,300	343,200	374,400	416,800	451,000			
85	312,200	344,700	375,600	417,300	451,200			
86	313,400	346,200	376,600	417,600	451,500			
87	314,600	347,700	377,700	417,900	451,800			
88	315,800	349,200	378,900	418,200	452,100			
89	317,000	350,300	379,900	418,400	452,400			
90	318,100	351,600	381,100	418,700	452,700			
91	319,200	352,900	382,300	419,000	453,000			
92	320,300	354,100	383,400	419,300	453,300			
93	321,400	355,300	384,700	419,600	453,600			
94	322,600	356,800	385,200	419,900	453,900			
95	323,700	358,200	385,700	420,200	454,200			
96	324,800	359,500	386,300	420,500	454,500			
97	326,000	360,800	386,800	420,700	454,800			
98	327,200	362,000	387,300	421,100	455,100			
99	328,400	363,200	387,900	421,500	455,400			
100	329,600	364,400	388,500	421,900	455,700			
101	330,700	365,600	388,900	422,200	456,000			
102	331,900	366,700	389,400	422,600				
103	333,100	367,800	389,900	423,000				
104	334,400	368,900	390,400	423,400				
105	335,700	370,000	390,600	423,700				
106	336,900	370,500	391,200	424,100				
107	338,100	371,100	391,800	424,500				
108	339,300	371,700	392,400	424,900				

109	340,400	372,300	392,900	425,400					
110	341,500	372,900	393,400	425,700					
111	342,500	373,500	393,800	426,000					
112	343,500	374,100	394,300	426,300					
113	344,500	374,300	394,700	426,600					
114	345,600	374,900	395,100	426,800					
115	346,700	375,500	395,500	427,100					
116	347,800	376,100	395,800	427,400					
117	348,700	376,400	396,100	427,700					
118	349,500	377,000	396,300	428,000					
119	350,500	377,500	396,500	428,300					
120	351,500	378,000	396,900	428,600					
121	352,500	378,200	397,200	428,900					
122	353,400	378,600	397,600						
123	354,200	379,100	398,000						
124	355,000	379,600	398,400						
125	355,900	379,900	398,700						
126	356,400	380,300	399,100						
127	356,800	380,700	399,500						
128	357,200	381,100	399,900						
129	357,400	381,400	400,100						
130	357,600	381,600	400,500						
131	358,000	381,900	400,900						
132	358,400	382,200	401,300						
133	358,700	382,400	401,600						
134	359,000	382,600	402,000						
135	359,300	382,900	402,400						
136	359,600	383,200	402,700						
137	359,900	383,400	403,000						
138	360,300	383,700	403,400						
139	360,700	384,100	403,800						
140	361,000	384,500	404,200						
141	361,500	384,700	404,500						
142	361,700	385,000	404,900						
143	362,100	385,400	405,300						
144	362,300	385,800	405,700						
145	362,500	386,000	406,000						
146	362,700								
147	363,000								
148	363,300								
149	363,500								
150	363,900								
151	364,300								
152	364,700								
153	364,900								
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	256,500	268,900	281,600	298,300	315,000	354,300	390,200	423,200	

備考

この表は、警察官に適用する。

指定職給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	730,000
2	788,000
3	847,000
4	926,000
5	999,000
6	1,070,000
7	1,146,000
8	1,215,000

備考 この表は、人事委員会規則で定める職員に適用する。

別記第 2

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例
第 5 条第 1 項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	414,000
2	478,000
3	545,000
4	629,000
5	733,000
6	838,000

同条第 2 項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	345,000
2	382,000
3	411,000

別記第 3

一般職の任期付職員の採用等に関する条例
第 7 条第 1 項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	393,000
2	440,000
3	495,000
4	562,000
5	639,000
6	747,000
7	876,000

別記第4

研究職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	188,900	325,200	360,600	410,300
	2	190,000	327,500	362,300	413,000
	3	191,200	329,900	363,800	415,600
	4	192,300	332,100	365,400	418,400
	5	193,400	334,400	366,700	420,800
	6	194,700	336,600	368,700	423,400
	7	196,000	338,700	370,600	426,100
	8	197,300	340,700	372,600	428,700
	9	198,400	342,500	374,400	431,100
	10	200,200	344,100	376,000	433,600
	11	201,800	345,800	377,800	436,300
	12	203,400	347,400	379,700	438,900
	13	204,900	349,200	381,300	441,600
	14	206,900	350,900	381,700	444,400
	15	208,800	352,600	382,100	447,100
	16	210,600	354,100	382,600	449,800
	17	212,200	356,000	383,100	452,500
	18	214,800	357,500	384,800	455,300
	19	216,800	359,200	386,600	458,100
	20	218,800	360,800	388,400	460,800
	21	221,600	362,600	390,100	463,700
	22	224,000	363,900	392,000	466,200
	23	226,300	365,300	393,900	468,700
	24	228,500	366,600	395,800	471,200
	25	230,700	367,800	397,500	473,800
	26	232,700	369,200	399,200	476,400
	27	234,700	370,600	400,800	478,900
	28	236,800	371,800	402,400	481,500
	29	248,500	373,000	404,000	483,900
	30	249,700	374,200	405,800	486,300
	31	250,800	375,400	407,500	488,700
	32	251,900	376,600	409,200	491,100
	33	253,100	377,700	410,900	493,400
	34	254,600	378,800	412,500	495,800
	35	256,100	380,000	414,100	498,200
	36	257,600	381,100	415,700	500,600
	37	259,100	382,200	417,500	503,100
	38	260,900	383,600	419,000	505,400
	39	262,700	385,000	420,500	507,600
	40	264,700	386,300	422,100	509,900
	41	265,800	387,300	423,700	512,400
	42	268,800	388,500	425,200	514,300
	43	271,600	389,800	426,600	516,000
	44	274,400	391,000	428,000	517,900
	45	276,800	392,100	429,600	519,600
	46	278,900	393,100	431,100	520,900
	47	281,000	394,200	432,700	522,000
	48	283,100	395,200	434,300	523,200
	49	285,000	396,200	435,400	524,500
	50	287,100	397,000	436,900	525,700
	51	289,200	397,700	438,400	526,700
	52	291,300	398,400	439,900	527,900

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

53	293,300	399,000	441,400	528,900
54	294,800	399,800	442,800	529,600
55	296,400	400,600	444,200	530,200
56	298,000	401,400	445,500	530,900
57	299,500	401,900	446,600	531,500
58	300,900	402,700	447,800	532,100
59	302,300	403,500	448,900	532,700
60	303,700	404,300	450,000	533,300
61	305,000	405,000	450,900	534,100
62	306,000	405,700	451,500	534,700
63	307,100	406,400	452,100	535,300
64	308,100	407,100	452,700	535,900
65	308,800	407,600	453,100	536,700
66	309,400	408,200	453,600	537,300
67	310,000	408,800	454,000	538,000
68	310,500	409,400	454,500	538,800
69	311,000	410,000	454,700	539,700
70	311,600	410,200	455,100	540,400
71	312,100	410,400	455,500	541,100
72	312,600	410,700	455,900	541,800
73	313,100	410,900	456,100	542,600
74	313,700	411,200	456,300	
75	314,300	411,500	456,600	
76	314,900	411,900	456,900	
77	315,500	412,200	457,100	
78	316,200	412,400	457,400	
79	316,800	412,600	457,800	
80	317,400	412,800	458,200	
81	318,100	413,000	458,400	
82	318,900	413,300		
83	319,700	413,600		
84	320,500	413,800		
85	321,200	414,100		
86	321,900	414,400		
87	322,600	414,700		
88	323,400	415,000		
89	324,100	415,200		
90	324,900	415,500		
91	325,600	415,800		
92	326,300	416,100		
93	327,100	416,300		
94	327,900			
95	328,600			
96	329,400			
97	330,000			
98	330,700			
99	331,500			
100	332,300			
101	333,000			
102	333,800			
103	334,600			
104	335,400			
105	336,200			
106	336,800			
107	337,400			
108	337,900			

	109	338,400			
	110	338,700			
	111	339,000			
	112	339,400			
	113	339,600			
	114	339,900			
	115	340,300			
	116	340,700			
	117	341,000			
	118	341,400			
	119	341,800			
	120	342,300			
	121	342,800			
	122	343,300			
	123	343,800			
	124	344,300			
	125	344,700			
	126	345,200			
	127	345,600			
	128	346,100			
	129	346,700			
	130	347,200			
	131	347,700			
	132	348,200			
	133	348,500			
	134	349,000			
	135	349,400			
	136	349,900			
	137	350,300			
	138	350,800			
	139	351,300			
	140	351,800			
	141	352,400			
	142	352,800			
	143	353,200			
	144	353,500			
	145	353,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		267,100	292,900	336,400	396,600

備考

この表は、研究所、試験場等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表

イ 医療職給料表（一）

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	306,100	416,500	440,400	590,700	625,400
	2	308,600	418,500	442,400		
	3	311,100	420,500	444,300		
	4	313,600	422,400	446,200		
	5	315,900	424,300	447,700		
	6	318,600	426,200	450,000		
	7	321,200	428,100	452,200		
	8	323,800	430,000	454,400		
	9	326,500	431,600	456,100		
	10	329,700	433,600	458,000		
	11	333,300	435,600	459,900		
	12	336,900	437,500	461,700		
	13	340,500	439,000	463,400		
	14	344,500	440,500	465,200		
	15	348,600	442,000	466,900		
	16	352,700	443,500	468,600		
	17	355,800	445,100	470,200		
	18	360,100	446,400	472,000		
	19	364,300	447,700	473,800		
	20	368,600	449,100	475,500		
	21	372,500	450,500	477,200		
	22	375,600	452,000	479,200		
	23	378,800	453,500	481,300		
	24	382,000	455,000	483,400		
	25	384,400	456,500	485,400		
	26	386,300	458,200	487,500		
	27	388,300	459,900	489,600		
	28	390,200	461,600	491,700		
	29	392,100	463,300	493,900		
	30	393,000	465,000	495,800		
	31	393,900	466,700	497,700		
	32	394,800	468,400	499,600		
	33	395,700	470,200	501,500		
	34	396,600	471,500	503,200		
	35	397,600	472,800	505,000		
	36	398,600	474,100	506,800		
	37	399,500	475,400	508,500		
	38	400,400	477,000	509,900		
	39	401,300	478,600	511,300		
	40	402,200	480,200	512,800		
	41	403,000	481,700	514,300		
	42	403,700	482,700	515,800		
	43	404,300	483,700	517,300		
	44	404,900	484,700	518,800		
	45	405,500	485,800	520,300		
	46	406,100	486,800	521,900		
	47	406,700	487,800	523,500		
	48	407,200	488,900	525,100		
	49	407,700	489,900	526,700		
	50	408,200	490,500	527,900		
	51	408,700	491,100	529,100		
	52	409,100	491,700	530,300		

53	409,500	492,400	531,600		
54	410,000	493,000	532,700		
55	410,500	493,600	533,700		
56	411,000	494,200	534,700		
57	411,400	494,900	535,800		
58	411,800	495,400	536,700		
59	412,200	495,800	537,600		
60	412,600	496,200	538,500		
61	413,000	496,600	539,200		
62	413,300	497,200	539,800		
63	413,500	497,800	540,500		
64	413,700	498,400	541,100		
65	413,900	498,800	541,800		
66		499,400	542,500		
67		500,000	543,300		
68		500,600	544,100		
69		501,100	545,000		
70		501,700	545,700		
71		502,300	546,400		
72		502,900	547,100		
73		503,100	547,600		
74		503,300	548,100		
75		503,500	548,400		
76		503,700	548,700		
77		503,900	549,100		
78		504,100	549,700		
79		504,300	550,200		
80		504,500	550,700		
81		504,700	551,100		
82		504,900	551,700		
83		505,100	552,300		
84		505,300	552,900		
85		505,500	553,100		
86			553,400		
87			553,700		
88			554,000		
89			554,300		
定年前再任用 短時間勤務職員	基 準 給料月額				
	円	円	円	円	円
	306,700	350,000	406,300	481,500	584,300

備考

- この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 職務の級が5級である職員のうち、本庁の部長であるものの給料月額は、この表の額に5,000円を加算した額とする。

□ 医療職給料表（二）

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	190,900	276,900	318,600	369,500	389,700
	2	192,300	277,800	320,600	371,400	392,100
	3	193,700	278,700	322,500	373,300	394,500
	4	195,100	279,500	324,400	375,200	396,900
	5	196,300	280,000	326,400	377,000	399,400
	6	198,200	280,600	328,300	379,200	401,900
	7	200,000	281,100	330,200	381,300	404,400
	8	201,800	281,700	332,100	383,400	406,900
	9	203,400	282,300	333,900	385,500	409,500
	10	205,000	283,000	335,500	387,600	411,700
	11	206,700	283,700	337,100	389,600	414,000
	12	208,200	284,400	338,800	391,600	416,300
	13	209,500	284,900	340,400	393,400	418,200
	14	211,600	286,300	342,200	395,200	420,200
	15	213,600	287,600	344,000	396,700	422,000
	16	215,600	288,900	345,800	398,400	424,000
	17	217,500	290,200	347,700	400,100	425,800
	18	219,400	291,400	349,500	401,600	427,800
	19	221,300	292,600	351,300	403,100	429,800
	20	223,100	293,700	353,000	404,600	431,900
	21	225,100	294,800	354,700	406,100	433,700
	22	226,700	296,100	356,300	407,400	435,300
	23	228,200	297,400	357,900	408,600	436,700
	24	229,700	298,700	359,500	409,900	438,300
	25	235,300	300,100	361,000	410,800	439,900
	26	235,900	301,500	362,600	412,000	441,200
	27	236,700	302,900	364,200	413,200	442,500
	28	237,400	304,200	365,800	414,400	443,800
	29	238,100	305,500	367,300	415,300	445,000
	30	238,900	307,000	368,600	416,100	446,000
	31	239,700	308,500	369,900	416,900	447,000
	32	240,500	310,000	371,200	417,700	448,000
	33	241,300	311,500	372,400	418,200	449,000
	34	242,200	313,000	373,400	418,800	450,000
	35	243,100	314,500	374,400	419,400	451,000
	36	244,000	315,900	375,400	419,900	451,800
	37	244,600	317,300	376,300	420,100	452,500
	38	245,800	318,700	377,000	420,300	452,900
	39	247,000	320,100	377,800	420,500	453,300
	40	248,200	321,500	378,600	420,700	453,600
	41	249,400	322,900	379,400	420,900	453,800
	42	250,600	324,200	380,400	421,200	454,000
	43	251,800	325,500	381,400	421,400	454,200
	44	253,000	326,800	382,400	421,600	454,400
	45	253,700	328,000	383,100	421,800	454,600
	46	254,600	329,300	384,000	422,000	454,800
	47	255,600	330,500	384,900	422,200	455,000
	48	256,500	331,800	385,800	422,400	455,200
	49	257,400	333,000	386,300	422,600	455,400
	50	258,300	334,000	387,100	422,800	455,600
	51	259,200	335,000	387,900	423,000	455,800
	52	260,000	336,000	388,700	423,300	456,000

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

53	260,900	337,000	389,200	423,500	456,200
54	261,600	337,900	389,900	423,800	
55	262,300	338,700	390,600	424,000	
56	262,900	339,500	391,300	424,200	
57	263,600	340,100	391,900	424,400	
58	264,500	340,900	392,600	424,600	
59	265,300	341,700	393,200	424,800	
60	266,100	342,400	393,700	425,000	
61	266,800	342,900	393,900	425,200	
62	267,700	343,500	394,300		
63	268,600	344,100	394,600		
64	269,500	344,700	394,900		
65	270,300	345,200	395,300		
66	271,200	345,900	395,700		
67	272,100	346,600	396,000		
68	273,000	347,300	396,300		
69	273,900	347,800	396,600		
70	274,800	348,400	397,000		
71	275,700	349,000	397,500		
72	276,600	349,600	397,900		
73	277,500	349,900	398,100		
74	278,300	350,500	398,400		
75	279,100	351,100	398,700		
76	279,900	351,700	399,000		
77	280,600	351,900	399,300		
78	281,500	352,400	399,600		
79	282,300	352,900	399,900		
80	283,100	353,400	400,200		
81	283,900	353,600	400,500		
82	284,600	354,000	400,800		
83	285,300	354,400	401,100		
84	286,000	354,700	401,400		
85	286,800	354,900	401,700		
86	287,500	355,300	401,900		
87	288,200	355,700	402,100		
88	288,900	356,100	402,300		
89	289,600	356,600	402,500		
90	290,300	357,000			
91	291,000	357,400			
92	291,700	357,700			
93	292,300	357,900			
94	292,900	358,200			
95	293,500	358,500			
96	294,100	358,700			
97	294,700	358,900			
98	295,200	359,100			
99	295,700	359,300			
100	296,200	359,500			
101	296,600	359,700			
102	297,000	359,900			
103	297,400	360,100			
104	297,800	360,300			
105	298,000	360,500			
106	298,200				
107	298,400				
108	298,600				

109	298,900				
110	299,100				
111	299,300				
112	299,500				
113	299,700				
114	299,900				
115	300,100				
116	300,300				
117	300,500				
118	300,700				
119	300,900				
120	301,100				
121	301,300				
122	301,500				
123	301,700				
124	301,900				
125	302,100				
126	302,300				
127	302,500				
128	302,700				
129	302,900				
130	303,100				
131	303,300				
132	303,500				
133	303,700				
134	303,900				
135	304,100				
136	304,300				
137	304,500				
138	304,700				
139	304,900				
140	305,100				
141	305,300				
142	305,500				
143	305,700				
144	305,900				
145	306,100				
146	306,300				
147	306,500				
148	306,700				
149	306,900				
150	307,100				
151	307,300				
152	307,500				
153	307,700				
154	307,900				
155	308,100				
156	308,300				
157	308,500				
定年前再任用 短時間勤務職員	基 準 給料月額				
	円	円	円	円	円
	216,500	249,100	276,800	330,100	373,200

備考

この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

八 医療職給料表（三）

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	209,700	273,900	294,400	321,600	348,600
	2	211,100	275,500	295,200	322,800	350,600
	3	212,600	277,100	296,100	324,100	352,700
	4	214,000	278,600	296,900	325,500	354,800
	5	215,400	279,800	297,700	326,800	356,600
	6	216,900	280,600	298,800	328,500	358,600
	7	218,400	281,200	300,100	330,100	360,700
	8	219,900	281,800	301,200	331,700	362,600
	9	221,100	282,100	302,100	333,400	364,600
	10	222,700	282,800	303,000	334,700	366,300
	11	224,200	283,700	303,800	336,100	367,900
	12	225,800	284,100	304,800	337,500	369,400
	13	227,400	284,300	305,900	338,900	371,300
	14	229,500	284,600	306,800	340,300	373,200
	15	231,500	284,900	308,000	341,800	375,100
	16	233,700	285,200	309,100	343,400	377,000
	17	245,400	285,400	310,200	344,900	378,900
	18	247,900	285,600	311,300	346,400	380,800
	19	250,100	285,900	312,500	347,800	382,500
	20	252,400	286,100	313,800	349,100	384,500
	21	254,700	286,500	315,000	350,500	386,300
	22	256,100	287,100	316,600	351,900	388,300
	23	257,400	287,800	318,100	353,300	390,100
	24	258,700	288,300	319,500	354,600	392,100
	25	260,100	288,900	320,800	356,300	394,000
	26	260,300	289,900	322,100	358,000	395,600
	27	260,500	291,000	323,300	359,600	397,200
	28	260,700	292,000	324,500	361,200	398,700
	29	260,900	292,800	325,800	362,800	400,500
	30	261,300	293,700	327,100	364,400	402,400
	31	261,900	294,500	328,500	365,900	404,300
	32	262,400	295,500	329,900	367,500	406,100
	33	262,900	296,400	331,100	368,800	407,800
	34	263,800	297,300	332,300	370,100	409,500
	35	264,700	298,300	333,600	371,500	411,300
	36	265,400	299,200	334,700	373,000	413,100
	37	266,000	300,200	335,700	374,500	414,800
	38	267,300	301,000	336,800	375,500	416,600
	39	268,700	301,700	338,000	376,800	418,400
	40	270,200	302,600	339,000	377,900	420,200
	41	272,100	303,600	340,200	379,300	421,800
	42	273,000	304,800	341,400	380,700	423,300
	43	273,800	306,100	342,600	382,000	424,900
	44	274,600	307,400	343,800	383,300	426,500
	45	275,100	308,600	345,100	384,700	427,600
	46	275,900	309,700	346,300	385,900	428,800
	47	276,700	310,800	347,500	387,100	430,000
	48	276,900	311,800	348,800	388,300	431,200
	49	277,300	312,700	349,500	389,400	432,400
	50	277,600	313,800	350,700	390,400	433,600
	51	277,800	315,000	351,800	391,400	434,800
	52	278,000	316,200	352,900	392,400	436,000

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

53	278,400	317,300	353,900	393,200	437,000
54	278,700	318,300	354,800	393,900	438,000
55	278,900	319,400	355,900	394,600	439,000
56	279,100	320,300	356,800	395,100	439,900
57	279,400	321,400	358,000	395,500	440,700
58	280,100	322,500	359,200	395,800	441,400
59	280,600	323,600	360,400	396,200	442,100
60	281,100	324,500	361,600	396,600	442,700
61	281,800	325,600	362,400	396,900	443,200
62	282,700	326,600	363,500	397,200	443,700
63	283,600	327,700	364,600	397,600	444,200
64	284,400	328,800	365,700	398,000	444,600
65	285,100	329,800	366,500	398,300	444,900
66	286,000	330,900	367,600	398,600	445,300
67	286,800	332,000	368,600	398,900	445,700
68	287,700	333,100	369,700	399,200	446,000
69	288,500	333,800	370,600	399,400	446,300
70	289,500	334,800	371,400	399,600	
71	290,600	335,700	372,200	399,800	
72	291,600	336,600	373,000	400,000	
73	292,700	337,600	373,800	400,200	
74	293,500	338,400	374,200	400,400	
75	294,300	339,400	374,700	400,600	
76	295,200	340,300	375,200	400,800	
77	296,100	341,300	375,600	401,000	
78	297,400	342,500	376,000	401,200	
79	298,500	343,700	376,400	401,400	
80	299,600	344,900	376,800	401,600	
81	300,700	346,000	377,200	401,800	
82	301,700	347,100	377,500	402,000	
83	302,800	348,200	377,800	402,200	
84	303,900	349,300	378,100	402,400	
85	304,900	350,300	378,300	402,600	
86	306,000	351,300	378,600	402,800	
87	307,200	352,300	378,800	403,000	
88	308,400	353,300	379,000	403,200	
89	309,600	354,100	379,200	403,400	
90	310,600	354,800	379,400		
91	311,600	355,600	379,600		
92	312,500	356,400	379,800		
93	313,300	357,100	380,000		
94	314,300	357,700	380,200		
95	315,300	358,300	380,400		
96	316,100	358,900	380,600		
97	317,000	359,300	380,800		
98	318,000	359,800	381,000		
99	319,000	360,200	381,200		
100	320,000	360,700	381,400		
101	321,000	361,200	381,600		
102	322,100	361,500	381,800		
103	323,100	361,900	382,000		
104	324,000	362,300	382,200		
105	324,600	362,800	382,400		
106	325,200	363,200			
107	325,700	363,600			
108	326,300	364,000			

109	326,800	364,300			
110	327,200	364,700			
111	327,700	365,100			
112	328,000	365,500			
113	328,400	365,800			
114	328,900	366,100			
115	329,400	366,400			
116	329,900	366,700			
117	330,400	367,000			
118	330,900	367,300			
119	331,400	367,600			
120	331,900	367,900			
121	332,300	368,200			
122	332,700	368,500			
123	333,000	368,700			
124	333,300	368,900			
125	333,500	369,100			
126	333,800				
127	334,100				
128	334,400				
129	334,800				
130	335,100				
131	335,400				
132	335,700				
133	335,900				
134	336,200				
135	336,500				
136	336,800				
137	337,000				
138	337,300				
139	337,600				
140	337,900				
141	338,100				
142	338,400				
143	338,700				
144	339,000				
145	339,300				
146	339,600				
147	339,900				
148	340,200				
149	340,500				
150	340,700				
151	340,900				
152	341,100				
153	341,300				
154	341,500				
155	341,700				
156	341,900				
157	342,100				
158	342,300				
159	342,500				
160	342,700				
161	342,900				
162	343,100				
163	343,300				
164	343,500				
165	343,700				
定年前再任用 短時間勤務職員	基 準 給料月額				
	円	円	円	円	円
	264,600	271,400	281,900	298,600	336,300

備考

この表は、保健所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

公安職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	215,100	257,000	281,400	311,800	363,100	428,500	436,600	442,200
	2	216,800	259,000	282,400	312,900	365,200	430,200	438,800	444,300
	3	218,600	261,000	283,300	314,000	367,100	432,100	440,400	445,900
	4	220,300	263,000	284,200	314,800	369,100	433,500	441,700	447,200
	5	221,800	264,600	284,700	315,600	370,900	435,000	443,000	448,700
	6	223,700	265,500	286,300	317,500	373,000	436,400	444,500	450,300
	7	225,500	266,300	287,900	319,100	375,000	437,800	446,300	452,100
	8	227,400	267,200	289,400	321,000	377,000	439,200	447,900	453,700
	9	228,700	268,100	290,700	322,600	379,000	440,700	449,200	454,900
	10	230,300	269,100	291,500	324,100	381,000	442,300	450,900	456,600
	11	232,000	270,000	292,300	325,600	383,000	443,900	452,300	458,200
	12	233,700	270,900	293,000	327,200	385,000	445,500	454,000	459,900
	13	235,500	271,600	293,600	328,800	386,900	446,700	455,200	460,900
	14	237,900	272,400	294,400	330,400	389,100	448,400	457,000	462,300
	15	240,300	273,400	295,100	332,100	391,000	450,100	458,800	463,900
	16	242,700	274,600	295,900	333,800	393,000	451,800	460,500	465,700
	17	245,100	275,000	296,700	335,400	394,700	453,100	462,000	467,000
	18	247,400	276,600	297,300	337,200	396,800	454,700	463,800	468,700
	19	249,700	278,100	297,900	339,000	398,900	456,200	465,600	470,400
	20	252,100	279,700	298,500	340,800	401,000	457,400	467,300	472,200
	21	254,600	281,100	299,000	342,400	402,800	458,500	468,700	473,700
	22	256,400	281,600	299,800	344,200	404,900	459,000	470,400	475,300
	23	258,100	282,100	300,600	346,200	406,900	459,400	472,000	476,900
	24	259,900	282,500	301,400	348,200	409,000	459,800	473,700	478,500
	25	261,100	282,900	302,200	350,200	410,400	460,000	475,000	479,800
	26	261,600	283,400	303,100	352,100	412,800	460,400	476,400	481,200
	27	262,300	283,900	304,000	353,900	414,900	460,800	477,800	482,500
	28	263,000	284,300	304,800	355,700	416,600	461,200	479,200	483,900
	29	263,700	284,700	305,500	357,500	418,200	461,600	480,200	485,100
	30	264,900	285,200	307,100	359,400	419,800	462,000	480,800	485,800
	31	266,100	285,700	308,600	361,200	421,600	462,400	481,300	486,500
	32	267,400	286,100	310,200	363,000	423,100	462,800	481,900	487,200
	33	268,700	286,600	311,800	364,800	424,700	463,200	482,300	487,500
	34	269,700	287,100	312,900	366,600	426,200	463,500	482,900	488,200
	35	270,700	287,600	314,100	368,300	427,700	463,800	483,400	488,900
	36	271,600	288,000	315,300	370,000	429,300	464,100	483,900	489,500
	37	272,100	288,500	316,500	371,800	430,800	464,400	484,300	489,900
	38	273,600	289,000	317,600	373,700	432,200	464,700	484,800	490,600
	39	275,100	289,500	318,800	375,400	433,700	465,000	485,300	491,300
	40	276,600	289,900	320,100	377,000	435,200	465,300	485,800	492,000
	41	277,900	290,400	321,500	378,600	436,700	465,600	486,000	492,500
	42	278,900	291,500	322,700	380,400	438,000	465,900	486,400	493,200
	43	279,900	292,500	324,100	382,200	439,200	466,200	486,900	493,600
	44	281,000	293,500	325,300	384,000	440,500	466,400	487,300	493,900
	45	281,400	294,300	326,700	385,800	441,500	466,700	487,500	494,100
	46	281,800	295,300	328,100	387,800	442,300	467,000	488,000	494,400
	47	282,100	296,300	329,500	389,700	442,900	467,300	488,500	494,700
	48	282,500	297,300	330,900	391,500	443,700	467,600	489,000	495,000
	49	282,900	298,400	332,500	392,800	444,100	467,900	489,400	495,400
	50	283,300	299,400	334,000	394,500	444,500	468,200	489,700	495,700
	51	283,700	300,400	335,400	396,100	444,800	468,500	490,000	496,000
52	284,100	301,300	336,700	397,700	445,100	468,800	490,300	496,300	

53	284,500	302,300	338,200	399,100	445,300	469,100	490,600	496,600
54	285,000	303,400	339,600	400,000	445,600	469,400	490,900	496,900
55	285,400	304,500	341,100	401,100	445,900	469,700	491,200	497,200
56	285,900	305,600	342,500	402,100	446,200	470,000	491,500	497,500
57	286,400	306,800	343,700	403,200	446,500	470,300	491,800	497,800
58	287,000	308,200	345,100	404,200	446,800		492,100	498,100
59	287,500	309,600	346,600	405,300	447,100		492,400	498,400
60	288,000	311,000	348,200	406,400	447,400		492,700	498,700
61	288,500	312,400	349,200	407,500	447,700		493,000	499,000
62	289,600	313,800	350,700	408,300	448,000			
63	290,600	315,200	352,000	409,100	448,300			
64	291,600	316,600	353,300	409,900	448,600			
65	292,400	317,900	354,700	410,400	448,900			
66	293,300	319,200	356,000	411,100	449,200			
67	294,200	320,500	357,400	411,700	449,500			
68	295,100	321,800	358,900	412,400	449,800			
69	296,000	323,100	360,300	412,800	450,100			
70	297,000	324,200	361,700	413,500	450,400			
71	298,000	325,300	363,000	414,200	450,700			
72	299,000	326,400	364,400	414,900	451,000			
73	299,800	327,500	365,300	415,200	451,200			
74	300,600	328,900	366,700	415,700	451,500			
75	301,500	330,200	368,100	416,200	451,800			
76	302,400	331,500	369,400	416,800	452,100			
77	303,300	332,900	370,500	417,300	452,400			
78	304,500	334,400	371,800	417,600	452,700			
79	305,700	335,900	373,200	417,900	453,000			
80	306,900	337,400	374,400	418,200	453,300			
81	308,100	338,800	375,600	418,400	453,600			
82	309,200	340,300	376,600	418,700	453,900			
83	310,300	341,700	377,700	419,000	454,200			
84	311,300	343,200	378,900	419,300	454,500			
85	312,200	344,700	379,900	419,600	454,800			
86	313,400	346,200	381,100	419,900	455,100			
87	314,600	347,700	382,300	420,200	455,400			
88	315,800	349,200	383,400	420,500	455,700			
89	317,000	350,300	384,700	420,700	456,000			
90	318,100	351,600	385,200	421,100				
91	319,200	352,900	385,700	421,500				
92	320,300	354,100	386,300	421,900				
93	321,400	355,300	386,800	422,200				
94	322,600	356,800	387,300	422,600				
95	323,700	358,200	387,900	423,000				
96	324,800	359,500	388,500	423,400				
97	326,000	360,800	388,900	423,700				
98	327,200	362,000	389,400	424,100				
99	328,400	363,200	389,900	424,500				
100	329,600	364,400	390,400	424,900				
101	330,700	365,600	390,600	425,400				
102	331,900	366,700	391,200	425,700				
103	333,100	367,800	391,800	426,000				
104	334,400	368,900	392,400	426,300				
105	335,700	370,000	392,900	426,600				
106	336,900	370,500	393,400	426,800				
107	338,100	371,100	393,800	427,100				
108	339,300	371,700	394,300	427,400				

109	340,400	372,300	394,700	427,700					
110	341,500	372,900	395,100	428,000					
111	342,500	373,500	395,500	428,300					
112	343,500	374,100	395,800	428,600					
113	344,500	374,300	396,100	428,900					
114	345,600	374,900	396,300						
115	346,700	375,500	396,500						
116	347,800	376,100	396,900						
117	348,700	376,400	397,200						
118	349,500	377,000	397,600						
119	350,500	377,500	398,000						
120	351,500	378,000	398,400						
121	352,500	378,200	398,700						
122	353,400	378,600	399,100						
123	354,200	379,100	399,500						
124	355,000	379,600	399,900						
125	355,900	379,900	400,100						
126	356,400	380,300	400,500						
127	356,800	380,700	400,900						
128	357,200	381,100	401,300						
129	357,400	381,400	401,600						
130	357,600	381,600	402,000						
131	358,000	381,900	402,400						
132	358,400	382,200	402,700						
133	358,700	382,400	403,000						
134	359,000	382,600	403,400						
135	359,300	382,900	403,800						
136	359,600	383,200	404,200						
137	359,900	383,400	404,500						
138	360,300	383,700	404,900						
139	360,700	384,100	405,300						
140	361,000	384,500	405,700						
141	361,500	384,700	406,000						
142	361,700	385,000							
143	362,100	385,400							
144	362,300	385,800							
145	362,500	386,000							
146	362,700								
147	363,000								
148	363,300								
149	363,500								
150	363,900								
151	364,300								
152	364,700								
153	364,900								
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	256,500	268,900	281,600	298,300	315,000	354,300	390,200	423,200	

備考

この表は、警察官に適用する。

別記第5 切替要領

号給の切替え

下記給料表の適用を受けている職員の改定実施日における号給は、その者の実施日の前日における号給に応じて別表に定める号給とする。

別表

研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給 \ 級	2級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	2
11	3
12	4
13	5
14	6
15	7
16	8
17	9
18	10
19	11
20	12
21	13
22	14
23	15
24	16
25	17
26	18
27	19
28	20
29	21
30	22
31	23
32	24
33	25
34	26
35	27
36	28
37	29
38	30
39	31
40	32
41	33
42	34
43	35
44	36
45	37
46	38
47	39

旧号給 \ 級	2級
48	40
49	41
50	42
51	43
52	44
53	45
54	46
55	47
56	48
57	49
58	50
59	51
60	52
61	53
62	54
63	55
64	56
65	57
66	58
67	59
68	60
69	61
70	62
71	63
72	64
73	65
74	66
75	67
76	68
77	69
78	70
79	71
80	72
81	73
82	74
83	75
84	76
85	77
86	78
87	79
88	80
89	81
90	82
91	83
92	84
93	85
94	86

旧号給 \ 級	2級
95	87
96	88
97	89
98	90
99	91
100	92
101	93

医療職給料表

イ 医療職（一）給料表の適用を受ける職員の新号給

級 旧号給	2級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	2
15	3
16	4
17	5
18	6
19	7
20	8
21	9
22	10
23	11
24	12
25	13
26	14
27	15
28	16
29	17
30	18
31	19
32	20
33	21
34	22
35	23
36	24
37	25
38	26
39	27
40	28
41	29
42	30
43	31
44	32
45	33
46	34
47	35
48	36
49	37
50	38

級 旧号給	2級
51	39
52	40
53	41
54	42
55	43
56	44
57	45
58	46
59	47
60	48
61	49
62	50
63	51
64	52
65	53
66	54
67	55
68	56
69	57
70	58
71	59
72	60
73	61
74	62
75	63
76	64
77	65
78	66
79	67
80	68
81	69
82	70
83	71
84	72
85	73
86	74
87	75
88	76
89	77
90	78
91	79
92	80
93	81
94	82
95	83
96	84
97	85

ロ 医療職（二）給料表の適用を受ける職員の新号給

級 旧号給	3級	4級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	2	1
11	3	1
12	4	1
13	5	1
14	6	2
15	7	3
16	8	4
17	9	5
18	10	6
19	11	7
20	12	8
21	13	9
22	14	10
23	15	11
24	16	12
25	17	13
26	18	14
27	19	15
28	20	16
29	21	17
30	22	18
31	23	19
32	24	20
33	25	21
34	26	22
35	27	23
36	28	24
37	29	25
38	30	26
39	31	27
40	32	28
41	33	29
42	34	30
43	35	31
44	36	32
45	37	33
46	38	34
47	39	35
48	40	36
49	41	37
50	42	38

級 旧号給	3級	4級
51	43	39
52	44	40
53	45	41
54	46	42
55	47	43
56	48	44
57	49	45
58	50	46
59	51	47
60	52	48
61	53	49
62	54	50
63	55	51
64	56	52
65	57	53
66	58	54
67	59	55
68	60	56
69	61	57
70	62	58
71	63	59
72	64	60
73	65	61
74	66	
75	67	
76	68	
77	69	
78	70	
79	71	
80	72	
81	73	
82	74	
83	75	
84	76	
85	77	
86	78	
87	79	
88	80	
89	81	
90	82	
91	83	
92	84	
93	85	
94	86	
95	87	
96	88	
97	89	

ハ 医療職（三）給料表の適用を受ける職員の新号給

級 旧号給	3級	4級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	2	2
11	3	3
12	4	4
13	5	5
14	6	6
15	7	7
16	8	8
17	9	9
18	10	10
19	11	11
20	12	12
21	13	13
22	14	14
23	15	15
24	16	16
25	17	17
26	18	18
27	19	19
28	20	20
29	21	21
30	22	22
31	23	23
32	24	24
33	25	25
34	26	26
35	27	27
36	28	28
37	29	29
38	30	30
39	31	31
40	32	32
41	33	33
42	34	34
43	35	35
44	36	36
45	37	37
46	38	38
47	39	39
48	40	40
49	41	41
50	42	42

級 旧号給	3級	4級
51	43	43
52	44	44
53	45	45
54	46	46
55	47	47
56	48	48
57	49	49
58	50	50
59	51	51
60	52	52
61	53	53
62	54	54
63	55	55
64	56	56
65	57	57
66	58	58
67	59	59
68	60	60
69	61	61
70	62	62
71	63	63
72	64	64
73	65	65
74	66	66
75	67	67
76	68	68
77	69	69
78	70	70
79	71	71
80	72	72
81	73	73
82	74	74
83	75	75
84	76	76
85	77	77
86	78	78
87	79	79
88	80	80
89	81	81
90	82	82
91	83	83
92	84	84
93	85	85
94	86	86
95	87	87
96	88	88
97	89	89
98	90	
99	91	
100	92	

旧号給	級	3級	4級
101		93	
102		94	
103		95	
104		96	
105		97	
106		98	
107		99	
108		100	
109		101	
110		102	
111		103	
112		104	
113		105	

公安職給料表の適用を受ける職員の新号給

級 旧号給	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	1	1
11	7	3	1	1
12	8	4	1	1
13	9	5	1	1
14	10	6	2	1
15	11	7	3	1
16	12	8	4	1
17	13	9	5	1
18	14	10	6	2
19	15	11	7	3
20	16	12	8	4
21	17	13	9	5
22	18	14	10	6
23	19	15	11	7
24	20	16	12	8
25	21	17	13	9
26	22	18	14	10
27	23	19	15	11
28	24	20	16	12
29	25	21	17	13
30	26	22	18	14
31	27	23	19	15
32	28	24	20	16
33	29	25	21	17
34	30	26	22	18
35	31	27	23	19
36	32	28	24	20
37	33	29	25	21
38	34	30	26	22
39	35	31	27	23
40	36	32	28	24
41	37	33	29	25
42	38	34	30	26
43	39	35	31	27
44	40	36	32	28
45	41	37	33	29
46	42	38	34	30
47	43	39	35	31
48	44	40	36	32
49	45	41	37	33
50	46	42	38	34

級 旧号給	3級	4級	5級	6級
51	47	43	39	35
52	48	44	40	36
53	49	45	41	37
54	50	46	42	38
55	51	47	43	39
56	52	48	44	40
57	53	49	45	41
58	54	50	46	42
59	55	51	47	43
60	56	52	48	44
61	57	53	49	45
62	58	54	50	46
63	59	55	51	47
64	60	56	52	48
65	61	57	53	49
66	62	58	54	50
67	63	59	55	51
68	64	60	56	52
69	65	61	57	53
70	66	62	58	54
71	67	63	59	55
72	68	64	60	56
73	69	65	61	57
74	70	66	62	
75	71	67	63	
76	72	68	64	
77	73	69	65	
78	74	70	66	
79	75	71	67	
80	76	72	68	
81	77	73	69	
82	78	74	70	
83	79	75	71	
84	80	76	72	
85	81	77	73	
86	82	78	74	
87	83	79	75	
88	84	80	76	
89	85	81	77	
90	86	82	78	
91	87	83	79	
92	88	84	80	
93	89	85	81	
94	90	86	82	
95	91	87	83	
96	92	88	84	
97	93	89	85	
98	94	90	86	
99	95	91	87	
100	96	92	88	

級 旧号給	3級	4級	5級	6級
101	97	93	89	
102	98	94		
103	99	95		
104	100	96		
105	101	97		
106	102	98		
107	103	99		
108	104	100		
109	105	101		
110	106	102		
111	107	103		
112	108	104		
113	109	105		
114	110	106		
115	111	107		
116	112	108		
117	113	109		
118	114	110		
119	115	111		
120	116	112		
121	117	113		
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			
126	122			
127	123			
128	124			
129	125			
130	126			
131	127			
132	128			
133	129			
134	130			
135	131			
136	132			
137	133			
138	134			
139	135			
140	136			
141	137			
142	138			
143	139			
144	140			
145	141			

第4 意見

少子高齢化の進行、デジタル技術の進展など本府を取り巻く社会情勢が大きく変動しており、行政に求められる役割は一層大きくなっている。このような状況のもと、将来にわたって質の高い行政サービスを提供していくためには、有為な人材を確保し、体系的・計画的に育成するとともに、職員一人ひとりがやりがいを持ち、その能力を十分に発揮できる職場環境を整えることが不可欠であると考えます。

このため、昨年度は、採用市場における競争力向上等を目指し、若年層に重点を置いた給与水準の引上げなどの勧告を行ったところであり、引き続き給与勧告を通じた適正な処遇を確保する必要がある。

働きやすい職場環境づくりについては、とりわけ長時間労働の是正が重要な課題であり、令和6年度から民間において全業種に時間外労働の上限規制が適用されたことや、中央教育審議会の答申において教職調整額の引上げや長時間労働の是正等、教員の働き方について言及されたことを受け、公務においても、今後より一層の取組が求められる。

また、段階的な定年引上げが開始され、令和6年度当初から定年引上げの対象となった職員が在籍することとなったが、こうした高齢層職員の意欲と能力を引き出すことが組織運営上重要であることから、本委員会としてもその動向を注視していく。

本委員会は、上記の基本認識のもと、人事給与制度の諸課題について、以下のとおり意見を申し述べる。

1 給与勧告の意義とあるべき給与制度

地方公務員は、その地位の特殊性と職務の公共性から、憲法で保障された労働基本権が制約されており、人事委員会の給与勧告は労働基本権制約の代償措置として、職員給与を社会一般の情勢に適応させるべく行うものである。給与勧告を通じて適正な処遇を確保することは、職務に精励している職員の士気の向上や有為の人材確保に資するものであり、能率的な公務運営の基盤となるものである。

地方公共団体は、職員の給与をはじめとする勤務条件について、社会一般の諸情勢に適応させるべく措置を講ずる義務を負っているところであり、人事委員会の給与勧告は、当該講ずべき措置の根拠となるものである（地方公務員法第14条

第1項、第2項)。かかる給与勧告の意義を踏まえ、知事及び議会におかれては、適切に対応されることを求める。

なお、昨年12月に、部局長等の職務・職責の変化を踏まえた部局長等の給料月額引上げの勧告や主査級への昇任意欲を高めるための主査級の初号給水準引上げを行ったところであるが、このうち、部長級職員を含む管理職の給与制度については、「組織・人事給与制度の今後の方向性（案）」に基づく管理職の職制や人事給与制度のあり方についての検討並びに国の今後の取組や他の地方公共団体の状況等を注視しつつ、引き続き検討を行っていく。

2 職員の意欲・能力の向上に向けた取組

(1) 人材の確保

昨今、生産年齢人口の減少、有効求人倍率の上昇等を背景に、官民間問わず人材の採用が困難な状況が続いており、本府においても同様の状況である。特に土木職等の技術職、獣医師職等の専門職種の確保が毎年困難となっており、喫緊の課題となっている。

そのため、令和6年度実施の採用試験及び採用選考から、試験科目や日程の前倒し等の見直しを行った結果、行政職及び技術職について、昨年度に比べ受験者数が増加するなど一定の効果がみられた。

また、最終合格者に対する辞退抑止策については、本委員会の意見も踏まえ、任命権者において、SNSを利用した情報発信やオンライン面談・座談会等の取組を行っているが、引き続き有効な辞退抑止策を検討し実施されたい。

その他、任命権者においては、雇用の流動性が高まり、個人の労働に対する意識も多様化する中で、既存の採用試験では汲み取れない受験ニーズに対応するため、育児や介護、転職等を理由に退職したかつて本府職員であった者を対象とした「ウェルカムバック採用選考」や、即戦力として本府での活躍が期待できる人材の獲得に向け、公務員としての経験を有する者を対象とした「公務員経験者採用選考」など、新たな取組も進めているところである。

本委員会としても、今後も安定して有為な人材の確保を続けていくため、令和6年度の採用試験及び採用選考の実施結果を分析し、更なる受験者拡大に向けた取組の検討を進めていく。

加えて、任命権者と連携しつつ公務のやりがいや本府の魅力を伝える広報活

動の強化を図っていく。

(2) 人材の育成

本府の役割は、複雑化・多様化する行政課題を自主的・自律的に処理し住民の福祉の増進を図ることであり、本府の職員はこれを実現するために欠かすことのできない人的資源である。この人的資源の価値を最大限に引き出し、組織パフォーマンスを向上させるには、人材の育成が必要不可欠である。

特に若手職員を中心にキャリア観が多様化し、仕事を通じて自身が成長できることを重視する傾向にあることから、職員が仕事にやりがいを感じ、組織への貢献を実感しつつ、自身の能力を伸長できる環境の整備が必要である。

そのためには、「組織・人事給与制度の今後の方向性(案)」に掲げるとおり、キャリアシートの積極的な活用により職員が保有している知識やスキルと職員各々のキャリアビジョンを可視化することや、1 on 1 ミーティングなどの実施により上司と部下との間でキャリアに対する考え方を共有し職員の成長を促すことが大切である。また、職務分野選択型人事制度の創設やキャリアクリエイト制度の充実など、職員が希望する職務に挑戦することが可能な仕組みづくりも有効である。

職員が将来に向けて明確なキャリアビジョンを持ち、主体的にキャリアを開発するようになれば、職員の仕事に対する充実度が高まるとともに、組織力も向上する。職員の成長を支援する取組を着実に進めることにより、自律性があり、かつ専門性の高い職員の育成につながることを期待している。

また、人材の育成は、トップマネジメントのもと取り組むべきものであるが、所属長やグループ長（以下「所属長等」という。）の果たす役割も非常に大きい。所属長等は、部下の職員が自らの能力を高め、自ら目標達成を志向するよう、気づきを促し行動につなげるという重要な役割を担っている。そのため、研修など様々な機会を通じて人材マネジメントに関する新たな知識や技能を修得させるなど、人材育成に対する所属長等のスキルや能力の向上にも取り組まれない。

(3) 人事評価制度とその活用

本府の人事評価制度は、平成 25 年度から大阪府職員基本条例に基づき相対

評価により実施されているが、絶対評価と相対評価の乖離による執務意欲の低下と、人事評価制度により執務意欲が向上した職員の割合が近年停滞しているという課題を踏まえ、同条例に規定されている相対評価の各区分の分布割合を変更する改正を行い、令和6年度から実施されたところである。

本委員会では、これまで、相対評価を前提にするとしても、下位評価区分の分布割合を固定化した現状の制度を見直すこと、あるいは下位評価区分の分布割合の運用の柔軟化について早急に検討すべきであるとの意見を述べてきた。

今回の改正は、これまでの本委員会の意見を考慮したものと考えられ一定評価できるものであり、任命権者においては、改正後の制度が職員の資質、能力及び執務意欲の向上という人事評価制度の意義に沿ったものとなるよう適切な運用を図られたい。

3 働きやすい職場環境の構築

(1) 長時間労働の是正

本府では、近年、パソコン一斉シャットダウンシステムの導入やグループ長への定期的な時間外勤務実績の送付などにより、業務の見直しや合理化、職員の意識改革の推進を図り、時間外勤務の縮減に取り組んできた。

しかしながら、令和5年度における時間外勤務については、職員（教職員を除く。）1人あたりの平均時間がなお増加しているうえに、月100時間以上の時間外勤務を行った職員が93人にもものぼっている（非常災害の対応など上限規制対象外とされている特例業務^{*1}による時間を除く。）。

これは、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」（平成7年大阪府人事委員会規則第2号。以下「勤務時間規則」という。）の上限の時間を上回る時間外勤務が今なお存在することを示している。このような、いわゆる過労死ラインを超える勤務実態の解消は、職員の健康や安全の確保の観点から、本府として看過することのできない重大な課題である。

また、上記月100時間以上の時間外勤務を行う職員は例外的部署^{*2}に集中している。本来、例外的部署の指定は、上限時間を緩和する措置であることから、その指定を最小限の部署に留める必要があるところ、例外的部署の中には、1人あたりの平均時間外勤務時間が比較的少ないケースも見られた。その主な要因は、所属内での業務量が偏り、特定の担当者やグループに負担が集中して

いることにあると考えられるので、過去の時間外勤務の実績から予めこれらの偏りを把握できる場合にあつては、所属長等のマネジメントにより業務分担の見直しなどの対策を講ずるべきである。さらに、上限時間を緩和する例外的部署の指定にあたっては、所属において時間外勤務を抑制する取組が十分に行われているかを慎重に検討した上で判断することが求められる。

任命権者においては、月 100 時間以上の時間外勤務の解消に向けて最優先で取り組み、また、時間外勤務が増加傾向にあることの要因の把握、分析にも努め、各所属における時間外勤務の要因に応じた取組を行うことにより、なお一層長時間労働の是正を図られたい。

- ※1 特例業務とは、天災その他非常災害、突発的な事件又は事故への対応等、公務の運営上真にやむを得ない事情により特に緊急に処理することを要する重要な業務と任命権者が認めるものをいう（勤務時間規則第4条の2第2項）。
- ※2 例外的部署とは、例外的業務（通常予見することのできない業務量の大幅な増加その他のやむを得ない事情により、臨時的に勤務時間規則で定める上限時間（月 45 時間・年間 360 時間）を超えて勤務させる必要がある業務をいう。）の比重が高い部署として任命権者から指定を受けた所属をいう（勤務時間規則第4条の2第1項第2号）。所属長は、毎年度、任命権者等との協議により例外的部署としての指定を受け、協議により定めた範囲内で上限時間を超えて時間外命令を行うことが認められている。

(2) 教育職員の負担軽減に向けた取組

本府教育委員会では「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（令和2年大阪府教育委員会規則第7号）により、時間外在校等時間^{※3}の上限を原則月 45 時間、年 360 時間、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合の特例的上限時間を月 100 時間未満、年 720 時間と定めるとともに、「第2次大阪府教育振興基本計画」において、時間外在校等時間の縮減を重点取組として設定し、「時間外の電話対応の自動音声への切り替え」や生徒も含めた「全校一斉定時退庁日の設定」など、校務運営の効率化に向けた取組を行ってきたところである。

これらの取組により一定の改善が見られるものの、令和5年度の年間時間外在校等時間が 360 時間を超える府立学校教育職員は 4,911 人であり、なお全体の3割強を占めている。加えて、時間外在校等時間が 100 時間以上となった月が1月以上ある職員についても 774 名存在することから、教育職員の長時間労働の縮減に向けた更なる取組が求められる。

特に、部活動の指導については、本府教育委員会において長時間労働の大きな要因と分析されており、「大阪府における部活動等の在り方に関する方針」

(令和5年8月改定)においても、原則週あたり2日以上 of 休養日の設定や、平日の活動時間を2時間程度とする等の基準を定めているところであるが、令和5年度に実施した「府立学校教員の勤務状況に関するアンケート」の結果によると、令和4年度においては全日課程の約8割の学校において本方針が遵守されていない状況である。

本府教育委員会においては、学校現場のマネジメントに任せるだけでなく、本方針が遵守されていない原因を究明し、対策を講じた上で、学校現場に対して上記方針の遵守を強く求めるべきである。

あわせて、引き続き長時間労働の縮減に有効とされる部活動指導員の積極的な活用を進めるとともに、近隣2校合同で部活動を行う「部活動大阪モデル」の実施について効果検証を行い、その結果を踏まえた実効性のある取組の実施を期待する。

さらに、教職員端末機の無線・軽量化やデジタルツールの積極的な活用により、職員室外での校務処理やテレワークの実施を可能にするなど、ICT環境の充実を図ることで校務運営の効率化を推進し、教育職員の負担軽減を一層進めていく必要がある。

学校教育の更なる質の向上のためには、熱意ある優秀な人材の確保が重要であり、そのためには、教育職員の長時間労働の是正は最重要課題であるとの認識を持って、より一層実効的な取組を推進されたい。

※3 時間外在校等時間とは、勤務時間外の在校等時間のことである。在校等時間とは、在校時間(出勤スリット間の時間)に校外で行う活動や研修及びテレワークの時間を加え、自己申告による自己研鑽等及び休憩時間を除いた時間をいう。

(3) 多様で柔軟な働き方の実現

少子高齢化に伴う生産年齢人口減少等により労働力不足が社会課題となる中において、住民の生活基盤を支える行政サービスは、引き続き良質かつ持続的な提供が求められている。このような中で、多様で柔軟な働き方が可能な職場環境を構築することは、職員がその能力を最大限発揮できるとともに、公務職場の魅力向上につながり、人材確保にも資するものである。

本府では、これまで持ち運び可能な職員端末機の導入や選択的週休3日制の検討など、柔軟な働き方の更なる推進に取り組み、昨年度は「働き方改革実践モデル職場」を選定し、多様な取組を行った結果、当該職場における業務効率

化への意識が向上したとされている。

一方で、府庁全体で見ると、職員1人あたりのテレワーク年間実施回数は所属間で大きな差異があり、フレックスタイム制度についても令和4年1月の導入以降の利用者数は低調である。任命権者においては、より多くの職員に伝わる効果的な周知の方法を検討するとともに、テレワークやフレックスタイム制度等を前提とした業務管理やそれらの働き方を選択しやすい雰囲気が醸成されるよう、所属長等への更なる意識づけを行っていくことが重要である。

また、引き続きワーク・ライフ・バランスの充実度や業務効率への影響などについて職員からの意見も踏まえつつ効果検証を行い、テレワークやフレックスタイム制度がより活用しやすいものとなることを目指すべきである。

なお、来年度に開催される「2025年大阪・関西万博」の会期中における交通混雑緩和を目的としたTDM（交通需要マネジメント）が実施されるが、これを一つの契機として、多様で柔軟な働き方が可能な職場環境の構築を加速されたい。

(4) 職員の健康確保

本府では、「こころの健康づくり推進プログラム」に基づく産業医や保健師による保健指導及びストレス相談、所属を対象とした出張健康教育や新規採用職員へのハンドブックの提供などの取組が行われている。

一方で、令和5年度の本府の一般行政部門におけるメンタルヘルス不調（基本分類表（平成27年総務省告示第35号）における「精神及び行動の障害」）を要因とする休業者数（7日以上休業した職員の延べ人数）は、前年度に引き続き増加しており、中でも20歳台までの若手職員の割合は依然として高い。

任命権者においては、若手職員を中心としたメンタルヘルス不調の増加を踏まえ、上記「こころの健康づくり推進プログラム」等に基づいたメンタルヘルス対策を引き続き推進すべきである。また、とりわけメンタルヘルス不調の予防の観点から、職場における職員間のコミュニケーションを十分に図り、周囲に相談しやすい職場環境づくりに取り組まれない。

なお、職員が睡眠時間を含む生活時間を十分に確保し心身ともに健康な生活を送り、ワーク・ライフ・バランスを保つという観点から、勤務間インターバルの導入など新たな取組についても検討に着手していく必要がある。

(5) ハラスメントのない職場環境づくり

職場におけるハラスメントは、その言動を受ける職員の人格や尊厳を不当に傷つけるだけでなく、職場環境にも悪影響を及ぼし、ひいては公務能率の低下や貴重な人材の損失につながるものである。職員一人ひとりがその能力を発揮し、また、組織活力を向上させるには、ハラスメントのない働きやすい職場環境づくりを進める必要がある。

そのためには、職員が互いの人格を尊重する風土の醸成や、職場のコミュニケーションを活性化して職員間の信頼関係を深めることが大切である。風通しが良く、安心して自分の考えや意見が言える職場環境をつくることが、ハラスメントの防止につながる。

任命権者においては、「職場におけるハラスメントの防止及び対応に関する指針」のもと、職員への啓発、研修及び相談体制の整備など総合的・組織的な対策を講じている。また、令和6年3月には、ハラスメントの防止に関する知事メッセージを全職員に向けて発信するなど、ハラスメントの根絶に取り組んでいるところである。引き続き、職員が無意識のうちにハラスメントの加害者にならないよう啓発や研修を続けるとともに、ハラスメントを感じた職員が相談をためらうことがないよう相談体制の整備に取り組まれない。

なお、本委員会においても、職員総合相談センターへの相談者に対して適切に助言を行うとともに、大手前庁舎での出張相談を含む相談者の利便性に配慮した相談体制の整備を進めていく。

結語

本年は、月例給において、職員給与水準が民間給与水準を 11,693 円下回っていることや民間における賞与等の支給状況を踏まえ、昨年度に引き続き、初任給・若年層に重点を置きつつ、全職員の給与を引き上げる勧告を行った。

本勧告は、地方公務員法に定める情勢適応の原則に則り、民間との給与較差を是正するという観点から行うものであり、知事及び府議会におかれては、適切に対応

されることを求めるものである。

なお、現在、任命権者において「組織・人事給与制度の今後の方向性（案）」に基づき、組織・人事給与制度の改正について取り組んでいるところであるが、本委員会としても、従前から、人材確保や育成等の人事給与諸制度の改善、長時間労働の是正をはじめとする働きやすい職場環境の構築については、重要な課題と認識し、意見を述べてきたところであり、任命権者においては、本委員会の意見も踏まえ、真摯な検討と取組がなされることを期待するものである。